

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (17. 2 定)			
日 時	平成 17 年 6 月 23 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	上野委員長、斉藤（陽）副委員長、山田・小前・井川・菊地・ 大橋・山口・北野・大竹・松本・秋山 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、菊地委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が小前委員に、大畠委員が大橋委員に、斎藤博行委員が山口委員に、新谷委員が菊地委員に、高橋委員が秋山委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、質疑に入ります。

自民党。

大竹委員

医療機器購入について

まず、私の方から、議案第 2 号小樽市病院事業会計補正予算について、器具の問題について伺いたいと思います。この器具につきましては、どういうものであるのかということから、まずお聞きしたいと思います。

（樽病）総務課長

今回、補正いたしました医療機器ですが、これは市立第二病院の血管造影撮影装置の購入費用であります。

大竹委員

その内容的なことを専門の方はよく知られているかもしれませんが、これにつきましては、この器具自体はいろいろな科目に使用されると思うのですけれども、使用内容といいますか、何科にどのような形で使用されるのか、ちょっと教えてください。

（二病）事務局次長

これは、心臓血管外科、循環器科、脳神経外科に使用するものであります。中身としましては、太もものつけ根とか、腕の血管からカテーテルと呼ばれる細い管を挿入いたしまして、これを心臓とか脳の動脈等まで挿入して、そこから造影剤を注入して、エックス線で血管の形態ですとか、それから血流の状態とか、こういったものを撮影する機械でございます。なお、撮影するだけではなくて、血管内に例えば詰まっているところとかがありましたら、そこにステントと呼ばれる金属を入れたり、コイルを入れたりしてやる血管手術にも使います。

大竹委員

今までも、これは当然、器具として第二病院にはあったと思うのですけれども、その以前の納入時期、耐用年数、それとなぜ今入れなければならない状況になったのかということを知らせてください。

（二病）事務局次長

納入時期ですが、現有機器は平成 5 年 9 月に導入してございます。耐用年数は 6 年ですが、もうはるかに済んでいるわけですが、現在、12 年目に入っております。それで、昨年あたりから画像にノイズといいまして、波線みたいのが入るようになりまして、非常に見づらくなってきました。それで、その都度、修理は行ってまいりましたが、やはりこの原因は経年による故障ということになってございます。それで、またさらに交換部品が今年度中に一部製造中止になるという情報も得まして、部品の在庫確保をメーカーに依頼しまして、この 1 年間様子を見て、来年度予算に計上しようというふうに当初考えてございました。ところが、4 月に入りましてからも、頻繁にノイズが発生するという、それから製造中止部品の在庫についても限りがあるということがございまして、そ

れで急ぎよ、このたび更新の議案を提出するに至ったわけでございます。

大竹委員

当初予算の中で 2 億 3,594 万 5,000 円、器具を買うということのほかにも、今回の 1 億 7,220 万円になっているのですが、それぞれの器具については、これはどのようなものなのですか。

（樽病）総務課長

当初予算の 2 億 3,500 万円の主な機器の内訳ですけれども、小樽病院につきましては、磁気共鳴画像装置、MRI の購入費、1 億 3,000 万円ほど。あと、内視鏡のビデオシステムが 600 万円ほど。そのほか生体情報モニター、これは患者の監視装置ですが、それが 4 台で 920 万円ほど。それとあとギャッジベッド 40 台、700 万円ほど。それと、そのほか第二病院につきましては、超音波手術システムが 580 万円ほど、あと大腸ビデオスコープ、これが 300 万円ほどということで、小樽病院で 2 億 1,000 万円、第二病院で 2,300 万円ほどで、合わせまして 2 億 3,500 万円の当初予算を組んでおりました。それに対して、このたび 1 億 7,200 万円ということで、血管造影撮影装置の補正をしたところであります。

大竹委員

平成 17 年第 1 回定例会の予算の中では、小樽病院の MRI については予算をとっておりますので、それについての手当てはしていると思うのですが、これは今はどういう状況ですか、もう完全に入っているわけですか、それともまだなのですか。

（樽病）総務課長

これは、今年既に工事が終わりました、5 月 6 日から稼働しております。

大竹委員

いろいろ聞くのですけれども、小樽病院に MRI がいないために、よそをお願いして造影してもらったことが、小樽病院も第二病院もありましたよね。そのようなことが、去年どのぐらいの件数があったのでしょうか。その辺お願いします。

（樽病）医事課長

これは向かいの協会病院に MRI ということでお願いして、昨年 1 年間で 1,228 件ほど依頼しております。

大竹委員

それと、第二病院の方の関係はなかったのですか。

（二病）事務局次長

第二病院には MRI がありますので、他院に MRI をかけに行くといったことはなかったです。

大竹委員

そのようだと思うのですけれども、去年かどうかわかりませんが、脳神経科の患者がよそへ行って、それを撮ってきて、結果を第二病院へ持ってきて、やったということはありませんでしたか。

（二病）事務局長

具体的な例はちょっと存じませんが、たまたま MRI も時間がかかることがありまして、患者がダブって、緊急を要する場合に、ほかに依頼するというようなことはあるかと思えます。

大竹委員

今回、かなり古くなったので新しい機器を入れるということによって、正確な診断ができるというプラスがあることは、これは市民にとっては大変喜ばしいことだと思います。ただ、今、小樽病院、第二病院を統合した新しい病院を新築しようという、そういうような計画が持ち上がっている中で、何年先になるかわからないにしても、どうしても必要なものだから入れるということがあろうかと思えますけれども、新しく小樽病院ができたとしたときに、その器具はどのような形で、どのようにされるのか。これがだめになるようではどうかという一般的な考えが

出てこようと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

（二病）事務局次長

今回、補正で上げております血管造影装置、アンギオですけれども、これは新病院が設立されたときも持つべく予定にしております。

大竹委員

設置をするに当たっても、新しい機械ですから、場所だとかなんかの設置をするための費用というのも、当然かかろうかと思うのですけれども、その辺はとらえておりますか。

（二病）事務局次長

おおよそですけれども、工事費用としまして800万円ないし1,000万円程度はかかるものと見込んでございます。

大竹委員

患者の需要があるでしょうから、できるだけ早く入るようなことで、この議会も、私どもとしましては通していけばとは思っております。

教育の現状と将来展望について

質問を変えます。次に、教育のことについて、多少伺いたいと思います。昨日、ちょっと共産党からの質問の中にありました中学校が適正配置という形の中でなくて、当初3クラスだったけれども2クラスになったというような話も出ていました。そこで、ちょっと掘り下げていきたいと思うのですけれども、2クラスとなったときのクラス編制の人数はどういう状況でしたか。

（教育）学校教育課長

昨日の共産党のご質問で、平成14年とそれから平成17年のときの学級数について答えてございます。クラスの人数につきましては、平成14年度が総体で話をいたしますと、1学年3学級ということで、例えば末広中学校ですと、1学年3学級ということで88名、それから2年生については93名で3クラス、それから3年生については82名で3クラス、それから西陵中学校につきましては、1年生が89名で3クラス、それから2年生が84名で3クラス、3年生が88名で3クラス。菁園中学校につきましては、1年生が104名で3クラス、それから2年生が123名で4クラス、3年生が106名で3クラス。それから、潮見台中学校につきましては、1年生が45名で2クラス、それから2年生が86名で3クラス、3年生が80名で2クラスということになってございます。平成17年度を見ますと、末広中学校につきましては、1年生が、

大竹委員

済みません。ちょっと今それぞれ挙げてもらいますと、ただ、昨日と同じような話になると思いますので、私が聞きたいのは、3クラスになったときの平均的クラスの編制人数、それと2クラスになったときのクラスの平均人数がどうなったかということを知りたいと思います。

（教育）学校教育課長

平成14年ですと、だいたい平均が29名ぐらいかと考えております。それから、平成17年度、2クラス見て、例えば末広中学校の1年生で見ますと、平成14年は平均29名が1クラス、17年度におきますと75でございますので、37名ぐらいが1クラス平均という形になります。

大竹委員

そうしますと、3クラスのときが29名ぐらい、2クラスになったときは37名ということでとらえてよろしいですね。

（教育）学校教育課長

末広中学校の1年生をとらえた場合に、そういう形になります。

大竹委員

そういう意味では、本来 3 クラスであれば 29 名ぐらいで推移したけれども、どうしても 2 クラスになったときに 37 名ということで、ちょっと人数が多くなったということでございますけれども、これについてはいつも言われていますように、教育効果がどういうふうに上がってくるかということが今大事かという話にいつもされるわけですが、これはどうなのですかね。3 クラスのときと、2 クラスになった平成 14 年、17 年のときと、違っていますよね。これは約八、九名多いというクラス編制になりますけれども、その辺の教育効果ではどのようになったかというとらえ方をしていますか。

（教育）学校教育課長

その前に、末広中学校の例だけ話を申し上げましたけれども、例えば西陵中学校ですと平成 14 年が 89 名で 3 学級ですので、これについては約 30 名です。平成 17 年の西陵中学校の 1 年生についても 30 人という形で、この辺の人数については変わってございません。

（教育）指導室長

今、委員のご質問は 3 クラス、2 クラスということですが、この場合は通常学級での教育活動、30 名から三十七、八名のところで行われてございますが、その中でも教師の授業の形態を崩して、その中でいろいろな意見もまた逆に人数がいる中で出てきますので、そういう中で多様な意見を出しながら学習を進めていくという意味では、広い考え方、物の見方が培われていっているのではないかというふうにはとらえております。

大竹委員

クラスの人数の問題では、一番問題になっているのは、いかに子供たちの教育環境がよくなっていくかということになるかと思うのです。それで今一番問題になっている学力の問題、これは一つつまずいてしまうと、なかなか次にいけないということが大きな教育現場の問題であろうかと思っております。そういう中で、今、人数のところと効果の問題を考えたときに、どうなるかというのが一つあると同時に、それに対して今 29 名、30 名、あるいは 37 名といったときに、それに対する対応策は何かとられていますか。

（教育）指導室長

例えば菁園中学校の場合で挙げますと、指導方法の工夫改善ということで、教師の 1 名加配をしてございます。そういう中で、1 クラスに 2 名の教師が入りまして授業をしていくというような形で取組がされてございまして、中学校でもその取組が広がりを見せているところであります。

大竹委員

加配という形はそれはそれでわかるのですけれども、実際の加配の教師をどういう利用をしたことによって、結果としてどういう効果が上がったというとらえ方があって、次の段階に行けると思うのです。その辺はどういうふうにとらえていますか。どのようなやり方をやっているかということと、その効果というものをどういうふうにとらえているのですか。

（教育）指導室長

実は、私ども、指導方法の工夫改善にかかわりまして、関係する学校で協議会というのを組織してございまして、毎学期ごとに研究・協議を深めながら、よりよい指導方法ということで研究を進めているところでございます。そういう中でも、個々の生徒の学習状況の把握の仕方とかそういうことについて研究を深めているというところであります。

大竹委員

研究を深めているということは、確かに一つの教育の取組にしてはわかるのです。ところが、子供たちにとっては、その一瞬一瞬なのです。そのときそのときなのです。それに対するタイムリーな対応をしないと、いくら先にいいことがあっても、そのときの子供たちは大変なのです。落ちこぼれていくのです。それに対する対応策、これ

からどうしようかということがあったら教えてください。

（教育）指導室長

特に、今、委員からご質問いただいたとおり、やはり生徒一人一人が確かに力をつけていくということが大事なことだと考えてございます。その場合特に大事なことは、指導のしっ放しという言葉、ちょっと適切でないかもしれませんが、どのように理解しているかという状況も適宜把握していかなければならないと考えてございます。そういう意味では、評価ということが大事になってございまして、平成14年以降でございまして、それぞれ生徒の学習の取組状況について、きめ細かな評価をしていこうということで、評価の工夫を各学校で取り組んでいるというところであります。

大竹委員

だから今言いましたように、取り組むのはいくら取り組んでもあるのですけれども、結果の出ない取組は何にもならないわけです。ですから、具体的に効果が上がるためにはこういうことをした、次もこういうふうにしていきたいということがあって、現在の子供の教育環境というのは伸びていくのではないですか。いろいろなことを研究していますという話だけでは何にもならないと思うのですけれども、いかがですか。

（教育）指導室長

今、習熟度別の指導とか、少人数の指導とかございますけれども、特に大事なことは繰り返しの指導とか、そういうことだと思っております。したがって、理解の時間のかかる子供については繰り返しの指導、それからさらに進めることができる子供には発展的な指導ということで、今年度から小学校で用いています教科書も発展的な教材等も入ってございますし、繰り返しの基本的な問題も入っておりますので、そういうことでの指導を各学校にお願いしてございますし、各学校で取り組まれている状況にあります。

大竹委員

今のことについて、新学期が始まってから時間はいくらもないかもしれませんが、少なくとも一月なり二月なり三月なりという形で来ますので、4月、5月、6月、もう三月になりますかね。そういう実際の配置はどういうふうにしたかということとはとらえていますか。

（教育）指導室長

特に、評価でのご質問かと思いますが、ちょうど1学期、4月、5月、6月、7月と4か月ございますが、やはり7月に評価という形ではまずいというふうに考えてございます。そのようなことから、この6月の上旬にも定例の校長会議がございました。こういう中で、それぞれの勉強ごとに、例えば2次方程式とかそういう学習をしたたびに、どのような理解の状況にあるかということについて把握をしてもらいたいということで、各学校で取り組んでいただきたいということでお願いをしております。このようにきめ細かな評価を充実していくという取組を確実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

大竹委員

いつも思うのですけれども、「進めていきたい」、「何々していきたい」、「している」という話がなかなか聞けないのです。一般の人方は、親にしてみれば、こういう形でしていると。うちの子供はこういう形態でもってこういうふうになったら、落ちこぼれている部分があるけれども、これでもってよくなったという、当然そういうことが一番気にかかることなのです。ですから、そういう具体的なことを話していかないと、やっている、やっているでは、本当にやっているかわからないというのが現実だと思いますから、その辺についてお願いします。

（教育）指導室長

委員のご指摘のとおりでございまして、私どもはやはり、学校での日々の授業での子供たちの理解の状況について説明するということが大事なことだと考えてございますので、そういう意味でこの後、7月にも保護者会等もございまして、各学校で確実に学習の状況などについて説明をし、理解を得ていくような形をとってまいりたいと

いうふうに考えます。

大竹委員

確かに学校現場もありますでしょうし、やはり議会としましては、効果が上がっているのであれば、それなりのまた次の予算の面も考えて、より効果が上がるものだろうということになるものですから、そういうこともやはり、報告はしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

（教育）指導室長

このたび代表質問にかかわっての教育長の答弁でも申し上げさせていただいているところでございますが、こういう子供たちの理解の状況などについて、どのように把握していくかも含めて、やはり校長会、また、保護者の皆さんのご意見もいただきながら、十分理解しやすいという手だてを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

大竹委員

議会の方にもというのをちらっと言ったのですけれども。

（教育）指導室長

したがいまして、市内の全体的な状況の把握も、これが整い次第、適宜適切に報告をしていかなければならないものというふうに考えてございます。

大竹委員

それで、さっきクラスのことでもちょっと申し上げたのですけれども、一つのクラスに加配をされているところはそれなりの対応はできるかと思えますけれども、実際問題、教師の数というのはちょっと足りないような、全般的にそれぞれのクラスに加配するというのが、今の状況の中では道教委との関係ではできないような状況になっていると私は思うのですけれども、その辺はどうですか。

（教育）学校教育課長

学校の教員の数というのは法律の中で決まっておりますが、いわゆる定員といいましょうか、クラスがあって、あるクラス以上になるとフリーの教師がつくというようなご紹介がありましたような。その中で加配の話でございますけれども、指導方法の工夫改善というような形の中で、学校でそれぞれ、例えば算数とか、国語とか、そういったものについて、特別に教えたいというような希望がございましたら、学校から加配の申請を出していただきまして、道教委に申請をして、道教委から、それについての許可を得て、加配の教師がつくという今の状態になってございます。

大竹委員

今の手配の仕方からいきますと、その年の子供はまず無理ですね。何年か先でないと無理だと思うのですよ。今回、いろいろな学校の統廃合の中でちょっと出てきたことなのですから、新 1 年生のところでも市費による講師を入れた中でクラス編制をしていくというようなことが出ていました。これは何も適正配置をするところだけではなくて、小樽市内の子供にとっては同じことだと思うのです。特にそこだけをするということではなくて、そういう状況に置かれている小樽の子供たちのために、市費の中でそういうような 2 人なり、あるいは時には 3 人かもしれないです。時間も一日いっぱいでもなくてもいいわけです。市からの持ち出しの中で、子供の教育をしていく。小樽市にとって、「子供は将来、小樽の宝だ」と言っているのであれば、そういうような中に税金を使っていくということが、当然これは喜ばしいことだし、市にとってもプラスになっていくことだと思うので、そういうような取組、全市内の中で、市費の中でのやり方ということではできないのですか。

（教育）学校教育課長

今回、適正配置に伴いまして、市教委といたしましては、適正配置の対象になる学校について、新 1 年生が仮に 40 人を割った場合に市費で講師を採用いたしまして、2 学級にするという方針を出しているところでございます。

今回、適正配置という中でそれを考えているわけでございまして、そのほかのところでは今のところ考えてございませんけれども、ただ、道教委の方で、今、小学校低学年、1年生、2年生につきまして、35人学級を実施しています。小樽市も現在3校が該当になっているという状況であります。ですから、今また中央教育審議会の中で、そういった少人数学級の論議がされてございます。ですから、私どももそういったものの推移を見ながら、少人数学級については見ていきたいというふうに思っております。

大竹委員

では、教育委員会が小樽の教育をどう考えているかということについて聞きます。今の子供たちに対しまして、何をなすべきか。今、落ちこぼれていく、あるいはこれがわからないということが、学校をおもしろくなくさせている大きな原因だということは、もう皆さんはご承知だと思います。それに対する対応策というものは、何か考えているのですか。

（教育）指導室長

今、ご質問いただいておりますことは、いわゆる確かな学力といえますが、基礎的・基本的な内容の理解がしっかりとできるという状況でございますので、現在、各学校においては、先ほども答弁させていただきましたけれども、繰り返しの指導とか、それから発展的な指導、そういう中で取組をしていくわけですが、その中で一番大切なことは、具体的なもの、体験とか、そういうものを取り上げて指導していくということで、教育委員会といたしましては、それにかかわる指導資料というのでしょうか、そういうものも作成してございます。また、各学校においては、先ほど申し上げました指導方法の工夫改善とか、それから興味のある教材の開発などに取り組んでいただいております。

大竹委員

それが、小樽の教育委員会として、小樽の子供たちを育てるに当たってベストであるという考えですか。

（教育）指導室長

今は確かな学力の向上ということで話をさせていただきましたが、小樽市の学校教育推進のためにという基本的な考え方を示してございます。それは大きく3点ございまして、一つは学力にかかわって、一つは心の育成、それから三つ目には体の育成という、大きく三つに分けて推進をしてございますが、今年度はこの状況などにつきましても、総合的に評価をしながら、明年度以降、また具体的な施策の展開ということについて考えてまいりたいというふうに、今、取組を進めているところであります。

大竹委員

私の言っていることとちょっとかみ合わない部分もありますけれども、今の状況の中で小樽市の教育委員会としては十分間に合っているとらえてよろしいのですか。予算面も間に合っているとらえてよろしいのですね。

教育長

まず、結論から申しますと、予算面につきましては、私どもの与えられた予算内で精いっぱいやっているところでございますが、ただ室長からも話しましたように、学校教育というのは特に知・徳・体でございますので、今、たまたま一つ二つ紹介させていただきましたが、私どものところは何よりも教職員の資質向上というのを大前提に置きまして、指導主事5人体制、さらには教育研究所を使いまして、先生方のレベルアップとともに子供たちもそれに相まって力をつけるようにということで、最善を尽くしてございますし、15万都市ではあります、これだけの体制で学校教育に向けて資料をはじめいろいろな取組をしているところは数少ない方というふうに私は考えてございます。そういった面で、もし財政的に豊かになったら、さらにはしてみたい、子供たちのためにしてみたいというメニューはたくさん用意してございますので、そのときにはまたぜひ議員のお力をかりながら、学校教育の向上に向けて努力してまいりたいと思います。

大竹委員

十分にしているということですが、いろいろな面で教育については非常に大事なところですから、将来に向けて一番大事なところだと思うのです。小樽のまちにその子供たちが根づくかどうかの問題まで含まれるわけです。人口減の問題まで含まれるわけです。それだけ大事なところだという認識の下に、少し生ぬるいのではないかとこの部分もあるかと思うのです。そういうような形で、今の子供たちの教育環境、少しでもよくするためにいろいろな方法があるかと思うのです。今までの概念で考えるのではなくて、いろいろな手法があると思う。それに取り組むということになしに、今までの流れでいったのであれば、いつまでたっても上がってこないと思うのです。将来に向けて、だからそのような気持ちの中で、年次的に分けてもこういうふうにしていきたいということを知らせることによって、市民も理解し、それに対する税金の使われ方も考えてくると思うのです。今のはただ、やります、やります、したいと思えますだけでは、ちょっと説得力に欠けると思うのですけれども、いかがですか。

教育長

お話は十分承知いたしました。特にこの二、三年、計画をまずしっかりしたものを立て、さらにはやってもらった後評価して、その評価を踏まえてまた新しいものというような、そういう考えでやってございますので、評価を大事にしながら、自分たちのやってきたことを反省しながら、さらに新しい教育活動に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

大竹委員

ことばを育てる親の会について

ことばの教室のことでちょっと伺いたいと思います。

特定非営利活動法人ことばを育てる親の会北海道協議会というのがございますね。これはどういう組織ですか。

（教育）学校教育課長

NPO 法人北海道親の会という形ですけれども、これは小樽で言えば、ことばの教室に通っている保護者の皆さん、それからそこを卒業したOBの方々、そういった方々が親の会というのをつくってございまして、それぞれ各地区にそういった組織がございまして、それを北海道として協議会をつくっている団体というふうに聞いてございます。

大竹委員

北海道だけでなく、全国にもあるわけですね。それで、静岡で全国大会が開かれるのは今年ですね。

（教育）学校教育課長

今年、静岡で全国大会が開かれる予定になってございます。

大竹委員

それで、小樽で開いたのはおととしでしたか、さきおとしでしたか。

（教育）学校教育課長

小樽で全国大会を開きましたのは、平成15年でございます。

大竹委員

そういう中でちょっとトラブルがあったようなことでありましたけれども、全国組織的にそういう親の会があって、皆さんで力を合わせながらやっていくというはずなのですけれども、小樽地区ことばの教室親の会、これについては北海道協議会から除名されるという、そういうようなことが平成17年の総会に上程されるということになってございますけれども、これはどういうことですか。

（教育）学校教育課長

小樽地区の親の会が除名されるという話、正式に私は伺ったわけではございませんけれども、いろいろ皆さんからお話を伺った中で、そういった話もあったようですけれども、最終的には小樽の親の会が北海道協議会を脱退した

という形では聞いてございます。

大竹委員

経理の問題とかなんかがあってやったのは、以前新聞なんかにも出ておりましたけれども、これは小樽にとって、ことばの教室親の会というものはやはり必要な一つの組織、今の組織がどうのこうのは別にして、そういう会があるということは、いろいろなことばの関係では必要なものと考えておられますか。

（教育）学校教育課長

親の会の目的がやはりことばの教室に通う、言葉にちょっと不自由な方の親でございますので、そういった子供たちのためには情熱を燃やされてそれぞれ活動されているというのは聞いてございます。そういった意味からは「必要か」と問われればあった方がいいのかと思いますけれども、ただ、私どもの立場といたしましては、親の会という中で、市の組織を離れた組織でありますので、そういった形で見守っていきたいというふうに思っております。

大竹委員

それで、今、確かにそういうお互いに持ちつ持たれつの中で、そういうような子供たちを見守っていくことが必要としますと、今脱会したと、あるいは除名されたという形だとすると、また別な形で出ると思うのです。ですから、教育委員会としても、これから先に向けて、そういう親の会なるもの、あるいはそれにかわるものという形の中で、そういう子供たちに対応する組織づくりに向けて、何らかの方策をとってくるというつもりはございますか。

（教育）学校教育課長

親の会自体は、先ほども申し上げましたように、市の組織とはちょっと違う組織でございますけれども、ただ、ことばの教室は市教委で持っている関係もございまして、そういった先生方につきましては、後志のブロック研究会とか、全道のそういった研究協議会がございます。そういった中で、ある程度研修などを積んで、それを子供たちにフィードバックしていくという形になってございますので、そういう中では子供たちにとって、変な話ですけども、親の会がなくても、そういう部分ではレベルを維持といいますが、そういった形ではできるだろうというふうに思っております。ただ、親の会については、先ほど言いましたけれども、そういった形で見守っていきたいというふうに思っています。

小前委員

救急出動について

まず、消防に伺います。昨年 1 年間の救急出動件数は何件でしょうか。

（消防）警防課長

昨年の救急出動件数は 6,098 件でありました。

小前委員

東京の消防庁では、救急出動の 1 件当たりにかかる経費が 4 万 5,000 円であると聞きました。小樽市の場合、幾らかかっているのでしょうか。

（消防）警防課長

東京消防庁の算出方法につきましては承知しておりませんが、小樽市の救急出動 1 件当たりの費用は約 7 万円です。なお、そのうち 95 パーセントが人件費となっているものであります。

小前委員

1 件当たり 7 万円で、6,100 件近い件数ですから、4 億 2,700 万円もの金額が救急出動にかかっているということになると思います。では、搬送人員のうちの軽症の割合は、東京は 67 パーセントが軽症だと聞きましたけれども、小樽市の軽症の割合はどのくらいでしょうか。

（消防）警防課長

昨年の小樽市の軽症患者の搬送人員につきましては、全体の約41パーセントから42パーセントになります。

小前委員

東京ではもう無料で救急することは限界に来ているとして、有料化を検討しているということでした。軽症者に対しましては、1,000円か、5,000円でもいいというような検討のされ方がしておりますけれども、小樽市は何か考えがございませうでしょうか。

（消防）警防課長

有料化につきましては、今年の4月から総務省消防庁で救急事業対策に関する検討会が設置されたばかりでありまして、その中で現在検討されている最中ではありますが、国の方から具体的なものが現在のところ示されておりませんので、小樽市もそうですけれども、他の市町村におきまして、現在のところは有料化については考えていないということになります。

小前委員

病院の未収金について

消防を終わりました、次に市立病院に移します。市立病院の個人の累積未納額は幾らありますでしょうか。入院と外来に分けて教えてください。

（樽病）医事課長

医療費の未収金でございますけれども、小樽病院、第二病院を合わせまして、入院で1億732万2,215円、外来分として1,043万360円、合計1億1,775万2,575円でございます。

小前委員

入院患者の滞納者が多いということですね。回収のためには、どんな手を打たれていらっしゃるのでしょうか。

（樽病）医事課長

なかなかよい手だてはございませんけれども、当然督促、それから電話督促、それから再来に来ましたときに、事務職員が分納とかそういう形をお願いすると、一番のこの原因は、やはり公立病院ということもございまして、払わないから診察しないというその辺ができないジレンマが、少しずつ増えていくという要因にもなっているかと思っておりますけれども、この問題につきましては、入院のときに予約金を取るとか、いろいろなほかの病院でやっているところもございまして、私どもは公立病院ということもありまして、今後、土日の収納場所を確保するとか、新病院に向けて、それはいろいろな方法で取り組んではまいりたいと思っております。

小前委員

未納患者が来た場合にも診療はしてくれるということで、安心はいたしました。

通知票について

次に、教育委員会に尋ねます。平成17年第1回定例会の横田議員の質問にもありましたけれども、市内の小学校で、まだ通知票の通信欄が備考欄になっているままの学校が幾つかあると聞いていますけれども、何校ございませうでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

備考欄になっている学校ですが、平成16年度におきましては、小学校で4校、平成17年度においては、3校が備考欄となっています。

小前委員

この通信欄であれ、備考欄であれ、いまだ何も書いていない学校があると聞いておりますけれども、何校ございませうでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

記入していない学校は、2校ございます。

小前委員

この問題は、もう昭和50年の初めから、各学校のPTAで問題になりまして、先生方に記入をお願いしてきた経過がございます。もう30年もたっていますのに、いまだ改善されていませので、ここで学校名をきちんと公表していただきたいと思います。お願いします。

（教育）指導室寺澤主幹

記入していない学校につきましては、昨年度におきましては、高島小学校と朝里小学校が記載しておりません。

小前委員

この二つの学校の書かない理由は何でしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

記入しない理由についてでございますが、高島小学校におきましては、ふだんから十分に子供の様子を保護者に伝えていること、コミュニケーションが大切であり、言葉に残すことは誤解を招くなどの弊害があること、朝里小学校については、子供の様子などについて保護者に直接話すことが大切であること、書くことにより後に残り、誤解を招くことが懸念されること、これらを昨年度当該の校長から報告を受けております。

小前委員

ただいまの言いわけは、もう、全然教員方の逃げ口上ですよ。子供について、きちんと担任が報告をする、子供の達成度や何かを報告するというのは、教員の責任ではないのでしょうか。今の言葉は言いわけにすぎないと思いますけれども、教育委員会はそれで納得されているのですか。

（教育）指導室寺澤主幹

教育委員会といたしましては、これまで通知票の改善に向けて基本的な考え、それはもとより研究資料を発行するなど、内容の充実に努めてきているところでございます。また、各学校から出された通知票の原稿について、個別に検討事項を示すなど、各学校での改善を促して取組を行っているところです。さらに、当該の校長先生に対しては、議会での論議はもとより、市内での取組状況を示して、個別指導を行ってきているところでございます。当該の校長先生は、着任と同時に通知票の改善に向けて資料を示したり、繰り返し指導するなど、これまで以上に教員への強い指導を継続しているところでございます。

小前委員

二つの学校の子供たちは、小樽の公教育を受けられるべき権利を与えられていなかったということにならないでしょうか。これに対しまして、教育委員会はその子供たちの公教育の権利をどう考えていらっしゃるでしょうか。

（教育）指導室長

市内におきましては、今、委員がご指摘のとおり28の小学校がありますが、その中で2校がとりわけ節目である学期ごとでの評価、励ましが記号と数字という状況にあるわけでございます。確かに、懇談会、それぞれの学校では父母会、保護者会などを通じて、個人面談などをしておりますが、やはり文字に残ることによって子供も励みになるものと思います。そういう意味では、やはり着実にそれぞれの学校がいろいろなチャンネル、特に通知票、あゆみにつきまして、こういう記述によって励まし、子供が伸びていく、子供自身も、「ああ、こういうところがよかった、今度はこういうところを頑張っていこう」という貴重なものになると思ってございますので、そういう意味では一層改善を求めていかなければならないというふうに考えてございます。

小前委員

この二つの学校では、校長先生が職員会議のたびに教員方に書くようお願いしてはいるのです。それでも現在まで改善されていないという状況でございます。そこで、二つの学校には書かないように指導している教員がおられ

るのでないかと思うのです。中には、書きたい教員もいらっしゃるのではないかと思うのです。そういう意味で、30年たっても改善されていないわけですから、教育委員会はこの中心になっている問題の教員を教育委員会に呼んで指導するというようなことはできないのでしょうか。岩見沢市は、これをもう実際に実施して、改善していると聞いていますけれども、いかがでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

教員について、教育委員会が直接指導できないかというご質問ですが、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する職務があること、また、通知票や通信簿、これは特に定めがないことから、各学校においてその内容、形式について決めて発行していること、それから現在、校長が指導継続中であること、また、校長が教員への指導を重ねることが通知票の内容充実に寄与すると考えられることから、教育委員会が直接指導することはなじまないものと考えております。

小前委員

この二つの学校がこの1学期末のあゆみに、備考欄か、通信欄にきちんと記入したのかどうか、ぜひ報告いただきたいと思います。9月の議会でこの結果を改めて質問させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

代表質問でした問題及び関連した問題について尋ねます。

学校適正配置について

代表質問で学校統廃合について尋ねました。それに関連して尋ねますが、教育委員会が今後開かれる予定ですが、6月、7月において、日まで決まっていなかったかもしれませんが、回数、それから上旬・中旬・下旬、その辺のことについて、いつ開く予定か教えてください。

（教育）総務管理課長

教育委員会の開催予定ということですが、まず6月の定例会を今月末に開催する予定がございます。また、7月にも定例会ということは、月1回、7月の末にも1度定例会は開催する予定はございます。その間につきまして、議案があるたび、また、協議事項があるたび随時臨時会という形で開催することにはなるかとは思いますが。

大橋委員

協議事項があるときに臨時会ということですが、現実には7月の末に教育委員会の方で適正配置について、何らかの発表をされると。やわらかい言い方であれば何らかの発表ですが、教育委員会の方針を決定して発表するというふうに聞いています。そうしますと、6月の末のときには、そういう議題は出ないでしょうから、7月の末に発表がある教育委員会のときに、もう7月の末に発表するわけですから、それは単なる報告事項にすぎないだろうと。そうすると、いつごろの時点で、臨時会になるのかはしませんが、7月末の決定についての協議をされるつもりでおりますか。

教育部川原次長

今後の教育委員会の臨時会でございますが、6月末の定例会以後、7月に入りましてほぼ毎週1回といいますが、週1回ぐらいの、これはあくまでも予定でございますが、そういった形で開催はしていきたいというふうに考えています。

大橋委員

教育委員が、どういう見解をお持ちになって、そしてまた決定がどういう過程を経て決定されていくかというこ

とに関しましては、今回は多くの市民も関心を持っておりまして、また、我々も議会という場で、結果だけを聞くのではなくて、その過程に対しても大変関心を持っています。ただ、今までの教育委員会の開き方では、その部分と申しますか、統廃合、これまでのそういう問題についての議論、そういう部分は秘密会という形で、ペールに包まれていたというふうに聞いておりますが、今後についてはいかがされますか。

教育部川原次長

今までの教育委員会の進め方といたしましては、いわゆる政策決定過程、その途中の段階につきましては、非公開という形をとってございます。したがって、現在 4 月の決定までの教育委員会につきましては、非公開で開催していきたいというふうに考えております。

大橋委員

それでは、7 月末に計画決定をして、それはどういう形で発表をされることになりますか。

教育部川原次長

7 月末におきまして、教育委員会として計画の決定をいたしまして、その後、8 月上旬に学校適正配置等調査特別委員会で報告させていただいて、議会に対してはそういったことで考えています。

大橋委員

学校適正配置等調査特別委員会に 8 月上旬に報告するということではありますが、報告されれば当然我々もいろいろな質問、議論をいたします。そうしますと、その場合には学校適正配置等調査特別委員会には結局報告はするけれども、我々のそこにおける議論に対しては、通常予想であれば決定したことを報告し、それに対する質疑に内容的なものを答えるだけという姿勢で来るのかと思っておりますが、そういう考え方ですか。

教育部長

今、今後のスケジュール等、話をさせていただきました。そうした中で、学校適正配置等調査特別委員会と議会とのかかわりでございますけれども、現段階ではまだ明確に示すことはできませんけれども、今、大橋委員がおっしゃったような形にもなるのかと。今、これから策定いたしますので、この時点では先ほど次長が申しましたように、明確には話しをする段階ではないと、こういうことでございます。

大橋委員

私が本会議で質問したことに対して、教育長から答弁をいただいております。答弁の内容といたしましては、「7 月末をめどに実施計画を決めてまいります。これまでたくさんの方からさまざまなご意見をいただきました。そうしたご意見を十分踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております」、そういう答弁をいただいておりますので、その言葉どおり、今後 1 か月間、精力的にかつ我々のいろいろな意見、それから各 P T A、地域の人たち、そういう意見を基に、慎重に判断をして、意見を十分踏まえて判断していただけるものというふうに答弁上からは確認いたしますが、それでよろしいですか。

教育部長

今、お話がありましたように、大橋委員の代表質問にも教育長から答えておりますけれども、文字どおりこれまでいただいたさまざまなご意見を十分踏まえて慎重に判断していくという考えで方針を決定させていただきたいと、こう思っております。

大橋委員

最上小学校のグラウンド整備について

質問を変えます。質問通告しているもので、前の議会のときに、最上小学校のグラウンドの整備状況の在り方について質問をしました。そのとき、まだ雪とかの問題がありますので、次のときまでに調査をしておいて欲しいと、そういうことで、こちらの方からは、地面が風で飛んで石とかが出ていて、子供たちが非常に危険な状況だということをおおむね述べて質問したわけですが、その後どういうふうに判断をされていますか。

（教育）総務管理課長

最上小学校のグラウンドにつきましてですけれども、ここは、ここ数年、春先になりますと、雪解け水が流れ道ができていたというような状況で、ある 1 か所が毎年くぼんで大変だということで、ここ数年砂を入れてそこへ地ならしをしているという状況があります。それはそれで、その時点でそのような解決策をとっておりますけれども、その後それがまたへこむというようなこともなく、その後のような推移でいっているということで、毎年春先の雪解け水が原因かということもあります。また、そのほかに、私もグラウンドをちょっと一周して見てきましたけれども、かなりでこぼこ等があります。ほかの学校もそういうところはかなりありますけれども、粘土質のところもありまして、春先、まだすっかり乾ききっていない状況の中で歩いたりして、でこぼこを確認しておりますけれども、けっこう傷んでいるというのは実感しております。

大橋委員

つくったときは、市内でも理想的なグラウンドということで、社会教育の方でも最上小学校の行事以外にも使っていたという話を聞いています。ただ、現在は非常に悪い状態になっており、先日も幼稚園で貸してほしいということで了解していたけれども、前日に雨が降って、当日は晴れていたけれども、やはり使える状態でない。排水が非常に悪い。それから、約 10 センチぐらい、最初のころよりも低くなっているという証言もあります。グラウンド整備はなかなか大変な問題だと思うのですが、学校からもいろいろな要望もありますし、子供たちは実際に危険な状態だと思いますので、また十分に注意をして対策を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

（教育）総務管理課長

委員のご指摘のとおり、各学校、全市内小中学校のグラウンドというのはけっこう荒れております。それで、私どもとしまして、できる限りのことはさせていただいておりますけれども、特に今のところ即危険というような状況に感じておりませんし、そういうような事態になりましたら、また穴とか石が出てきましたら、その都度改善してまいりたいと思っております。

大橋委員

最終回答のつもりで質問したのですが、特に危険だという部分が、やはり子供たちが例えば野球で滑り込むとか、サッカーをやったとか、そういうときには十分にすりむいたりするだけの石とか、そういうものが既に出てきていますので、それで指導者たちが子供たちにけがをさせてはいけないという形で非常に気を使いながらやっている状態なので、それは気にしておいてください。答弁は要りません。

看護師について

次に、病院に関して質問しました。そのときに、いわゆる病院というものが施設、ハード面の基本計画だけやっても、中身の問題を解決できなければ結局はまた赤字を繰り返すことになるのではないかと、そういう質問をいたしました。その中で、看護師の平均年齢が高いこと、人件費が高いことを指摘したわけですが、それに関して人件費のほかに年齢が高いことによるマイナス面というものがあると思うのです。それで、一つには入院した患者の言葉の部分から言いますと、やはり非常に、看護師の動きにスピードがないといいますが、それは我々も特に 50 代になりますとスピードがないですから、当然指摘される部分だと思いますし、それから現在、高等看護学校よりも 4 年制の学校がこれからは勧められているぐらい、新知識というものも必要とされています。そういうような部分で人件費の問題、それから年齢構成の問題、それから看護師にも常に新知識を与えていく又は新知識のある人を入れていく、そういう問題について、総合的にどうとらえていますか。

（樽病）事務局長

看護師の年齢の問題ですけれども、全国平均して、確かに平成 15 年度で見ますと 2 歳ぐらいは上回っておりますので、そういう意味からすると平均年齢は高いのですが、このぐらいの年齢差というのがどれほど看護なり、ケアに影響するかという問題はちょっと定かではないのですが、ただ、今、委員がおっしゃいますとおり、患

者自身が高齢化とともに体格のいい患者も多くなってきて、そういう意味では非常に病棟看護というのは、労働条件として厳しくなっているというのが一つあります。

それともう一つは、やはり医療技術というのはもう年々進歩しておりますから、看護師もそれにこたえていくためのいわゆる教育なり、今ご指摘がありましたように、看護学院という専門学校から、短大を飛び越して4年制大学志向ということになっていまして、そういう意味ではそういう方々が看護に今後携わってくる。教育する立場で来る場合があります。そういった意味では、技術的にも看護の場合というのは進んできていまして、それに看護師がどう対応していくかというのが非常に大きな問題だと思えます。ただ、私どもの病院でも現在、研修等について、できる限り研修を受けるように職員には話していますし、その積極性を逆に職場に生かしていくということで、看護師の教育ということはこれからますます必要になってくるし、病院としてもそれに対応していかなければならない、そういうふうには思っております。

いずれにいたしましても、やはり病院の収支を考える場合には、その辺の職員の意識改革なり、時代のニーズなり、そういったものにいかに適切に対応していけるかということが、非常に経営上も大事になってくるということで、それが一つのマネジメントでもあるというふうには思っております。

大橋委員

病院給食について

それでは次に、やはり質問した中で、病院給食の納入業者のことで質問しました。市内で23社昨年まで納入していたのが、23社のうち8社のみ継続、そうして新規に3社入れても11社が小樽市内から納入ということで、納入業者は半減いたしました。それで、当時納入とかそういう問題につきましては、管理栄養士がいるので、管理栄養士を残しているの、そこで十分にチェックできるという話だったのですが、ただ、納入業者の決定については、入札をもって決定しましたから、その入札をもって決定するときに管理栄養士の判断は入る余地はなかったのだらうということが一つの確認と、それからもう一つは、納入してくる食材の管理という部分においては、管理栄養士は具体的にどんな感じで管理されているのか、それについてはいかがでしょうか。

（樽病）医事課長

病院給食の委託に伴う小樽の納入業者の関係でございますけれども、私どもが取引をしていた業者全社に、今年の2月の中旬に事務局長名で、こういって4月1日から委託になるので、3月31日をもって取引を中止させていただきますと、それで長年ありがとうございましたという文書を出しました。それで、その中で引き続きまだ取引といいますか、参加したい方については、委託先から随時個別に電話をいたしまして見積書の提出なり、参加の意思を全業種に確認をしております。それで、見積書なりそういう参加の意思を示したところ、また、もういいですと言ったところ、それによって委託業者の方で、米なら米、肉なら肉という業種の中で見積書を提出させて、その中で委託側が決定しておりまして、その部分については、直営の管理栄養士は一切かかわってございません。

それともう一つ、現在の納入されている品質といいますか、材料の点検といいますか、その辺につきましては、私どもの管理栄養士が在庫なり、保管されている場所を点検しながら、又はその委託先の管理栄養士とじきじき納入の在庫等を話し合いながら、また、品質等を話し合いながら、改善要求すべきところはしているところでございます。

大橋委員

それから、再質問の中で、いわゆる委託の部分で市内業者の保護という部分から、市立札幌病院のように労務委託だけという部分、それも研究してほしいという話をしまして、市長から労務だけ委託ということが可能なのかどうか、よく研究して進めたいというふうに答弁をいただいております。これにつきましては、答弁をいただいたばかりですから、次の議会のときにどんな状態なのか、その辺を聞きたいと思っておりますので、研究をお願いしたいと思います。

P F I 方式採用の病院について

あと最後の質問ですが、今度、第二病院の委託もありますが、全国の先進的な病院、これから新しく合併する病院、そういうところでいわゆる医療行為以外のすべてを民間に委託する P F I 方式という施設管理方法をとるところが出てきていると聞きますが、それについてはどの程度ご存じですか。

（総務）市立病院新築準備室法邑主幹

P F I 方式でございますけれども、P F I 方式は公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金能力や技術能力を活用して行う方式と理解しております。それで、先進的な病院で P F I 方式を採用しているという病院でございますけれども、つい最近ですと、高知県の医療センターというのがございまして、そこが県立病院と市立病院が合わさって P F I 方式を採用しているという部分でございます。あとそのほかに、私どもが聞いておりますのは、近江八幡市の市立病院、もう一つは八尾市立病院、3 病院ということで私どもも聞いております。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤（陽）委員

ごみ有料化について

私の方から、4 月から実施されております家庭ごみ有料化に伴って、関連して何点が簡潔に伺いたいと思います。まず、ごみ量については 44 パーセント減って、資源物は 9.6 倍になったということですが、それぞれ可燃、不燃、缶等、紙類、プラ類、それぞれの量と前年対比を示していただきたいと思えます。

（環境）間淵主幹

ごみ量と資源物の収集量について答えます。最初に、ごみの収集量であります、燃やすごみは 2 か月で 3,070 トン、燃やさないごみは 453 トン、合計の収集量は 3,523 トンとなっております。昨年の同時期の収集量と比較いたしますと、減少率は燃やすごみが 38 パーセント、燃やさないごみが 68 パーセント、合計で 44 パーセントとなっております。

次に、同じく 2 か月間における資源物の収集量の内訳でございますが、缶等の部分は 228 トン、紙類は 695 トン、プラ類は 327 トン、合計で 1,250 トンの収集となっており、昨年の同時期の比較でございますが、缶等においては 2.33 倍、紙類においては 120 倍、プラスチック類は 12 倍、合計収集量での比較では約 9.6 倍となっております。

斉藤（陽）委員

種類ごとで多い少ないはあるのですけれども、一般的に家庭ごみ有料化の目的とされたごみの減量、それから資源化という 2 大目標については、非常に達成されているというか、望ましい方向に行っているというふうなことだと思うのですが、この 2 か月たった時点での家庭ごみ有料化の評価ということでは、どのように現在押さえられていますか。

（環境）間淵主幹

この 2 か月間における減量化・有料化の評価について答えます。2 か月間だけの結果を見ますと、今年度予定しております収集量の月割り試算と比較いたしましても、予測値よりはごみは減少し、資源物は増えている実情でございます。これは減量化・有料化施策に対する市民の皆様のご理解、ご協力のおかげであり、また、町会等からご選任いただいております地域環境美化協力員等による周知等のご協力による結果であると考えてございます。

減量等の評価につきましては、当初、3 月の指定ごみ袋販売開始時におきましては、30 リットル、40 リットルのごみ袋を買う方が非常に多い傾向にございましたが、4 月になりまして、紙類やプラスチック製容器包装も資源として分別する、そういう中では現実にごみ量が減ったことによりまして、取扱店では 5 リットル、10 リットルの袋が多く出るようになってきてございます。このような傾向の中で、具体的な評価についてでございますが、今後の

ごみ量、資源物量の推移をまだ見なければならぬ、そういう必要があるかと思えます。また、今後もこの傾向が続き、ごみ減量・資源化にできるよう、私どもとしましては引き続き周知啓発等に力を入れていきたいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

非常に減量という部分で、従来はこの大きい袋でたくさんごみが出ていたけれども、それがどんどん資源化できるということが周知されてきて、5リットルとか10リットルの袋が売れているというか、使われているということで、非常に好ましい傾向だと思えます。

一方、ごみ出しの間違いとか、あるいは出し方の混乱、不法投棄の増加、そういった危ぐされていたマイナス面と申しますか、そういった部分については、現状どうでしょう。

（環境）五十嵐副参事

ごみ出しの状況でございますけれども、当然ながら3月末までは無料ということで、4月1日から有料ということですが。当初は有料である燃やすごみ、燃やさないごみの日に、透明袋で出すものもございました。ただ、もう2か月半たちましたので、その点につきましては、ほとんどとは言いませんけれども、まだ若干ありますけれども、かなり減ってきております。それから、今、問題は、先ほどプラスチック類の資源物が増えました。その中のけっこう何種類かに分けなければならないものですから、プラ類であるとペットボトルとプラスチック製容器包装がまじったり、それから例えば缶・瓶等の日の部分、要するに分別がまだちょっと悪い面があるということで、それぞれ行き先が違うので、うちとしては置いておかなければなりませんので、そのあたりの啓発を今後とも進めていかなければならないかなと思っております。

不法投棄の件です。有料化に伴う不法投棄という部分では、増えてはいないと思っております。不法投棄と申したら、ごみステーションのところに出してはいけないテレビとか、粗大ごみ系の自転車とか、そういうものがぼつぼつ出ているのですけれども、それはある意味で間違いというよりも、今、家電4品目とか、そういうのはもう全国的に周知されることなのですけれども、それがいわゆる不法投棄と言われればそれも何件かございました。これもうちの方の不法投棄指導員による指導とか、パトロール強化をして、何とか周知を、啓発も含めてやっていきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

このステーション周りについては、不法投棄もさほど目立って増えていないということですが、郊外、山の中と申しますか、そういったあまり目につかないような、あまり人の来ないような道路のわきとかにけっこうそういうのが目立つ、従来からあったにはあったのですが、そういった郊外の山林とか、林道わきとか、そういった形の不法投棄についてはどうでしょうか。

（環境）管理課長

山間部の不法投棄ですけれども、有料化に伴いまして不法投棄が増えたかといいますと、先ほど副参事が言ったとおり、有料化、有料袋を買い惜しんで、そのために山間部に捨てに行くとかという部分は、それほど見られる状況ではございません。ただ、これは有料化とは直接かかわりはないのですけれども、粗大ごみと申しますか、大型ごみとか、テレビとかを山間部に捨てるというのは、けっこう目立つ部分で、それが増加していますので、先ほど言いましたように監視パトロール、昨年に比べまして1台、車もトラックを入れまして撤去に充てていますので、そういう部分の充実、それとさらには夜間の監視パトロール等も今年度から始めましたので、そういう中でパトロールの充実努めていきたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

資源物収集について

続いて、資源物収集について二、三伺いますけれども、新聞報道等によりますと、古紙については、市場の価格

が非常に高騰しているということで、古紙の値段が上がっているということもあるようですが、古新聞コーナーとかそういうのもあるやに聞いています。缶類、紙類、プラ類、この資源物 3 品目について、それぞれの処理済量と、それからそれを換価するというか、売り払った金額、これを示していただきたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

資源物の収集の関係についてでございますが、資源物として収集いたしました、有価で売払いしたそれぞれの量と金額について説明いたします。最初に、缶等につきましては27トン、金額については197万1,000円。それから次に、紙類につきましては695トン、金額は159万3,000円。それから、プラ類につきましては60トン、金額は18万9,000円。合計で、量につきましては782トン、合計の金額は375万3,000円となっております。

斉藤（陽）委員

今、数字はわかったのですが、最後のところが先ほどの説明では量的には非常に増えているのですけれども、金額が18万9,000円という、すごく少ないのですけれども、これはどういうことなのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

プラ類につきましては、収集量はまだまだこれよりも多いのですけれども、プラ類の売払いにつきましては、ペットボトルのみということで、それで60トンという状況になっております。

斉藤（陽）委員

続いて、あと資源物の排出ルールですけれども、古新聞等は十字に縛ってくださいとか、ペットボトルはキャップをとって、ラベルをはがして、中をすすいでくださいとか、いろいろあるわけですが、そういった資源物を出すときのルール、さっきもちらっと触れられていましたけれども、このマナーの守られぐあいはどんな感じでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

資源物の排出ルールについてでございますが、市といたしましては、4月の有料化を迎えまして心配はいたしました。そういう中では、おおむね市民の皆様がルールを守っているというふうに判断しております。しかし、一部のごみステーションで、先ほど説明にもありましたけれども、缶と紙類を一緒に出したり、それから缶と瓶を別の袋で出すところを一つの大きい袋に入れたり、さらには、トレーなどに多いのですが、汚れた資源物を出しているという状況も一部のステーションに見られています。そういった中では、今後、市民に対してさらなる周知をして、資源物のルールを守っていただくよう、努めていただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

まず第1ステップといいますか、こういった啓発活動を強めて、そういったルールを、今あるルールを守ってもらわなければならないということだと思のですが、プラ類に関して、ペットボトルとそれ以外のプラスチックの容器包装を区分するということは、冊子をよく見るとそうなのですが、実際に出されるときに、あまりプラ類の中身をきちんと分別して出していないのではないかというちょっと実感があるのですけれども、その点再度どうでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

資源物のプラ類の出し方の関係でございますけれども、資源物の中で一番難しいといいますが、一番迷うところがプラ類の分別でございます。そういった意味では、紙類、缶等に比べますと、若干の分別、ちょっと悪いのかという認識は持っております。委員のご指摘のとおり、ラベルをとっていなかったり、キャップをとっていなかったりということで、また、まぜて出したりという状況もあります。その点を踏まえながら、再度市民に協力をお願いしてまいりたいと思っております。

斉藤（陽）委員

最後ですけれども、確かにそういった今出ているルールをきちんと守ってくださいということはもちろんなので

すが、これ 1 点、前から私もちょっと危くしていたのですけれども、トレーと発泡スチロールについては、もう一くくりとして分別すべきではないのかと。白色のトレーと発泡スチロール、これはそれ自体で非常に資源なわけですから、量販店等でもそれだけ個別に資源回収しているところもありますし、もう一つのプラ類の区分として、トレー類と発泡スチロールという区分も途中から加えると、また大変な負担感になりますから、早いうちからそういったもう一区分を、どうせだったらプラ類の分別として追加して、そういう啓発活動をした方がよりいいのではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

トレーと発泡スチロールの分別収集の関係についてでございますが、リサイクルするためには委員がおっしゃるようにトレーならトレー、発泡スチロールなら発泡スチロールということで、素材別に収集してリサイクルすることが最も望ましいものというふうに思っております。しかし、この 4 月の資源物の収集拡大、そして家庭ごみの減量化、そういう中でごみ、資源物の分け方、出し方が大きく変わりました。そういう中では、市では現在のごみの分け方・出し方を市民に十分理解していただいて、またその上でその後そういう方法、トレーとか、発泡スチロールとか、また、その他の資源物もたくさんあります。そういう方向性を見いだしていきたいというふうに思っております。

秋山委員

家庭ごみ減量化・有料化について

続きまして、家庭ごみの減量化・有料化に関して尋ねます。このごみの問題に関連いたしまして、ノーレジ袋・マイバッグ運動について改めて考えを伺いましたところ、前回からかなり進んだ答えをいただきまして安心しておりますが、今回は資源の有効利用のためには大切な運動であるものと認識しておりますという答弁をいただいております。そしてそのためには、事業者に対してレジ袋を断ると特典があるスタンプカード制度の導入など、要するにノーレジ袋運動に協力できるような企画を行うというような内容の答弁だと思っておりますけれども、現在、そのスタンプカード制度に協力をしていただいている店はどの程度あるのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

レジ袋削減に伴うスタンプ制度の関係でございますけれども、私どもが昨年調べた結果の中では、大型店舗、大型スーパーですけれども、8 店舗のうち 6 店舗がスタンプカードの導入をしているというふうに調査をしております。

秋山委員

残りの 2 店舗にも、そういう話は持っていかれたのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

ほかの 2 店舗につきましては、先日行いました消費者協会、関連する団体とスーパーといろいろな協議をさせていただきました。そういう中で、実際にこういった制度を導入していないスーパーもいらしてございまして、そういう中で要請を行ってまいりました。

秋山委員

このスタンプカード制度、要するにためて、何か還元してもらおうというお客さんは、どの程度の割合でいらっしゃるのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

スタンプカードを利用している市民の割合の関係につきましては、市では改めて調査をしたことがございませんので、現段階では答えられない状況でございます。

秋山委員

正直言いまして、面倒くさいのですが、それよりも、本当にノーレジ袋・マイバッグ運動、これはやはりこの時期に取り組むのが一番いいのではないかというふうに改めて感じています。この前の代表質問でも話しましたように、おかしなもので今回のごみ減量化も、お金がかかると思ったらすばらしい効果が上がっていることで、やはり一人一人がそういう姿勢を示さない限り、この袋はやはり何かに使えるかとどんどんもらってくるけれども、半分は捨てているというのが現状で、本当の、限りある資源をどんどん無駄使いをしているのは自分自身だということを常に感じております。確かに、広報おたるでそういうノーレジ袋、袋を持っていこうという記事もありましたけれども、なかなかあれは勇気が要るのですね、実践するというは。要りませんと言うと、白い目で見られるというのが現状かというふうに思っております。それで、平成14年3月ですか、ライフスタイルを見直しませんかと、環境家計簿の中で、どうすることが環境に優しいのかということをやつとまとめたのが市民ルールなのです。その項目を絞り出していったところ、28から29項目くらいあるのですけれども、ほとんどこんなことやっているという感じなのです。こういう運動をこのたびのマータイさん、「もったいない」に関連して、すごく11府県でキャンペーンとか宣言とか憲章、いろいろなことをやり出したのです。何かわざわざ切り抜いてきてくださいます、改めて読んでみたら、神奈川県が取り組んでいる、「もったいない」と連動しているマイアジェンダ運動、これはすばらしいと読んでみて感じたのですけれども、これは2003年11月から神奈川県では行っているそうなのですが、事業者や個人が35項目、小樽は数えたら2社しか、29項目ぐらしかありませんでしたけれども、環境に配慮した項目の中から、自分はこれができるということを選んで、自分で登録して自分で実践するというやり方なのです。それまでは個人登録は700件にとどまっていたそうなのですが、マータイさんが「もったいない」と言ってくれたおかげで一挙に1,200件に広がったということで、日本人の心にぴったり合う運動ではないかということで、これは小樽に合わないかということで感じたのですけれども、いかがなものでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

マータイさんの「もったいない運動」、確かに私たちは今余りにも便利な社会に生まれ育ちまして、本当にこの「もったいない運動」に逆に目を覚まさせられるような状況だと思いました。それで、市としましては、このマータイさんの運動、「もったいない運動」につきましては、今後のごみの有料化の説明会、分別の説明会、それから出前講座又はいろいろな機会を通じまして、このマータイさんの「もったいない運動」を市民の皆様と話しながら、何とかごみの減量化に向けた、市民一人一人が実践するような形に向けた協力体制をお願いしたいというふうに考えております。

秋山委員

協力体制をお願いしたいというのでなくて、せっかくあるこの小樽市環境部の「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」というのが、このルールができ上がったら解散してしまっている会議なのではないでしょうか。

（環境）環境課長

「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」ということで、今年度も団体と、それから一般公募という形で、委員の方15名で組織して現在も活動しております。

秋山委員

であれば、こういう方々ともう一度まず環境をよくしよう、よくするためにというすばらしい目的があつて、それを自分で決めて、自分が登録して、そして自分が挑戦して、それにはチェック機能はないのです。だれも見ていない。自分の心だけが知っている。もったいない精神で田中さんという方、ノーベル賞をいただいているのです。小樽市民の中からまた出るかもしれません。それは冗談といたしまして、こういう部分で小樽市のこの機構の中で立ち上げて、市民の心の中で、機構と言えどもまたちょっとおかしいのかもしれませんが、何とかごみの量を減らす、プラスチック製品を減らすという部分、この「もったいない運動」を通して推進していただきたいと思います。

ということで、今後の課題として考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

アレルギー性疾患について

続きまして、アレルギー性疾患に対して尋ねます。質問の中で、国の対策の現状と道の取組についていたしました。答弁の中で、アレルギー性疾患に対する相談体制の整備目的のために、平成13年度から地方自治体の保健師などを対象として、相談員養成研修会を行っていますというような答弁をいただいております。この研修会というのは、相談体制を整備する目的で開催されているけれども、参加することによってどんな資格を得ることができるのか、説明願います。

（保健所）健康増進課長

参加することによっての資格うんぬんということでの研修会ではございませんけれども、実務の対象者としては保健師等のそういったアレルギーに対する相談に対応する方を中心とした研修会ということで聞いております。

秋山委員

ということは、アレルギーに対して相談に乗れる方の養成ということでもいいですか。資格を得るのでなくて、勉強のための研修会なのだという。

（保健所）健康増進課長

地域における相談体制の整備ということで、研修をやるという形になっております。

秋山委員

これは平成13年度から行われているそうですけれども、現在も継続されている事業なのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

特に中止という形では聞いておりません。

秋山委員

では、1回の研修会の参加人数と、小樽市からはこれまで何名の方が参加されているのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

参加されている人数については把握しておりません。また、小樽市においてはまだ一度も参加はしておりません。

秋山委員

であれば、保健所で行っております総合健康相談とか、街角健康相談、また、電話相談に対する相談はもともと資格を持っている方が行っているから、このアレルギー対策研修会には必要がないということで出席はされていないのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

それぞれの相談については、発達相談、身長・体重とか、そういった疾病も含めた形の相談が主でございまして、特にアレルギーを中心とした相談ということではやっているところではございません。

保健所長

ちょっと補足させていただきます。総合相談、街角健康相談というのは、これは小児科医が参加しています。総合相談は私がやっております。基本的にアレルギーは子供に非常に多いですから、必ず黙っていても乳幼児健診では母親から相談されます。そういった場では、一応アレルギーの有無とか、そういう内容については相談を受けております。

秋山委員

所長が相談に応じているのなら安心かと思えます。それで、道では現在これという取組がなされていないような答弁をしておりますけれども、要するに北海道としては体系立った対策は行われていないけれども、各保健所での相談対応や花粉などのアレルギー情報をホームページで公開していますという答弁をいただいておりますが、北海道としては平成14年の8月から3か月間にわたって、全道の165市町村を対象にして、3歳児健診のときに7,735人

を対象に調査を実施して、要するに6,667人ですから86.2パーセントの回答を得て、その結果、その情報をもとにアトピー性皮膚炎等ガイドブックを、作成委員会を設置してそういうガイドブックをつくったという経緯を私方耳にしているのですけれども、小樽市の保健所にはこういうガイドブックというのは届いていないのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

厚生労働省で今年の1月に、アレルギー関連の対策事業ということで、全国の都道府県に問い合わせていることがございましたが、その中で北海道を含む18道県では体系的な形で実施をされていないということでございました。このため、厚生労働省では各都道府県で実施しておりますこの対策を見直しまして、指針をつくるという形にしております。それとはまた、補足ということなのですが、先ほど委員からもお話がありましたが、道においてはそのアトピー性皮膚炎の実態調査ということでのものを踏まえて、アトピー性皮膚炎等のガイドブックを作成いたしまして、道内の保健所に配布いたしまして、相談者に対する資料として活用をしているところでございます。

秋山委員

本当にそれを聞いて安心したのですけれども、アレルギー性疾患の中にアトピー性疾患もまざるかと思うのです。ひっくり返してアレルギー性疾患と言うと思います。これがはっきりしないと、ホームページで公開しておりますといっても、どこのホームページか、見ようがないのではないかとちょっと心配していたのですけれども、それで実は写しの部分なのですが、かなり厚いガイドブックの中のパンフレット、本当に一般の子供を持ってどうしたらいいのだろうと悩んでいる方にぴったりの、見たら一目りょう然に安心するというようなすばらしい資料が提供されているにもかかわらず、なかなか市民の手には渡ってこないという部分を何とか解決していただければありがたいと思っております。この中で、各保健所というふうに書かれているのですけれども、各保健所というのは道内すべての保健所を指すのか、それとも道立の保健所を指すのかをまず教えてください。

保健所長

基本的にそれは北海道でつくっていますから、そこで書かれている基本線というのは、保健所というのは道立保健所を意味しますが、一応うちの政令市、あと札幌の保健所も基本的には一緒に加わっております。ただ、今、委員がおっしゃったように、非常にわかりやすく書いてありますけれども、それを例えば医学的な見地から考えたときに、アレルギーとは非常に複雑なのです。もう非常に複雑で、この20数年いろいろな薬が出たにもかかわらず、どんどん増えてきている。逆にそれだけ難しいのです。難しいものを非常に簡潔に書かれているというのは、私は本当にどうかと思います。ただ、アレルギーはもうどんな子供も今基本的に持っていますけれども、ある思春期を超えるとかなり減りますので、そういった意味では物すごく社会的に大変ということでもないように感じますが、これは地域性があって、本州の方の今のシーズンはひどいです。どんどん花粉症が出てきている。ですから、北海道と本州は違うので、やはり向こうでの対策とこちらの対策は違うのではないかと考えています。ただ、今度はもうちょっときちんとかやれるところはやっていこうとは思っています。

秋山委員

今、所長がおっしゃっていただきましたが、このアトピー性の皮膚炎をお持ちの母親、かなり専門家より詳しいのではないかとというぐらい悩まれて、それこそステロイドだとか、温泉がいいと言えば温泉、もういろいろなところに飛んで歩いているという状況で、食べるものからすごく気を使いながら一時期を過ごしますけれども、また同じことの繰り返し、そういう中での悩みなのです。本当にわらにもすがりたいという思いで過ごされている子供のためにも、ぜひ、今せっかく所長がおっしゃってくださったのですから、小樽市にこのアレルギー性対策の窓口一本、専門分野の方を置かれて、つくってはいただけないものかなと考えますが、いかがなものでしょうか。

保健所長

非常に重要なことだと思います。医師会の方のいろいろな医療機関とも相談してみて、小樽市のアレルギー対策として、そういったものが保健所にあった方がいいのかどうか、ちょっといろいろ話し合ってみます。

秋山委員

このアレルギーとは、本当にいろいろな分野で、こんなこと、私ごとで申しわけないのですけれども、20日の本会議のところでアナフィラキシーのことを質問いたしました。自分がそんなものですから、あの後体調を崩しまして、2日間ばったんきゅー、やっておりました。元来丈夫なもので、注射が要らなくて、はね返して、現在、ここで立っておりますけれども、けっこういるのですね。私はエビでした。聞いておられると思いますけれども、議長はカニです。というくらいに、一回体に入ったものを同じものを入れるとすごいのです。けれども、悩んでいて、どこに相談、病まないと病院に行かないのです。やはり身近なところに、保健所に行ってあの先生に聞けばこういう解決策があるということがわかるだけでも、市民は安心するのではないかとこのように思いますので、ぜひこの部分、医師会の方と相談されて、一日も早く実現していただければと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

私、技術的に大変質問が下手で、今回、一般質問で20分びっちり質問させていただいたのだけれども、答えが5分ということで、大変不満であります。今回は総務と厚生ということで、私が質問項目に一般質問で上げたうちの半分しか、またここで議論を深めることができません。残念です。これは議会運営上そういうふうになっていますので、仕方がないということで、また別な機会にあとの2件に関してはやらせていただきます。

今日は全般的な話ですけれども、財政運営の話です。一応財政再建プランというものを概略を出して、大変な数字を財政効果として上げないと、それこそ赤字再建団体に転落せざるを得ないような状況になってきているわけです。この議会というのは、その見通しを本来本当に議論する必要があるのではないかと私は思うのです。もう一つは、学校適正配置の問題だと思えます。この2点が本当に私はずっと聞いていまして、ちゃんと論議されているのかなということを思いまして、今日はこの2点に絞って、ぜひとも話をさせていただきたいと思えます。

本題に入る前に、秋山委員と斉藤陽一良委員を含めていろいろ細かくお聞きになって、これを聞いていまして私質問したいことがありますので、通告をしていませんけれども、させてもらいます。

プラ類について

プラ類が、327トン出ていると。そのうち資源物として売り払ったのが60トンで18万9,000円ということですよ。家庭では、トレーとかプラスチックのごみというのはきれいに洗って出さないといけませんから、一生懸命みんな水道料を払って洗っているわけですよ。そうでしょう。それをこういうふうに、60トンしか、ペットボトルしかやらないと言っているわけでしょう。みんな努力して洗ってきれいに出しているのに、これはどうするの、埋め立てるのですか、ちょっと聞きたい。

（環境）廃棄物対策課長

プラ類の関係でございますけれども、プラ類にはペットボトルとプラスチック製容器包装という2種類がありまして、ペットボトルにつきましては、先ほど有価で売払いしているという話をさせていただきました。一方、プラ類のもう一つのプラスチック製容器包装につきましても、有価で取引をさせていただいております。その有価とい

いますのは、実際に業者に購入していただきまして、業者ではそれを今度引取先に運搬します。運搬費用と市の方に買い上げる金額、それを相殺しまして、ちょうどゼロという形の有価で処理をさせていただいておりますので、先ほど説明した有価物の収入の中には、プラスチック製容器包装は含まれていないという状況でございます。

山口委員

これはちょっと納得いかないな。というのは、今ごみは中国が買っていますよ。業者幾つも通して出せば、これはただになってしまうよ。そういうことをもっと研究して、せっかく港を持っているのですからやれないですか。石狩湾新港にも、そういう業者はいるではないですか。

（環境）廃棄物対策課長

ちょっと説明が漏れましたけれども、プラスチック製容器包装につきましては、市民から出していただいて、収集も中間処理をしまして、市内の業者のところでも RDF、RPF という固形燃料化にリサイクルしておりまして、そして国内の道内の施設に持ち運ばれて、有効にリサイクルされている状況でございます。

山口委員

確かにリサイクルを国がしようしようと言って、基本のごみの資源をリサイクルして、例えばそれからエネルギーを取り出すとかということを決めましたけれども、現に今ほとんどの資源ごみが中国の方に持っていかれて、そういう工場の稼働もままならないような状況になっているわけでしょう。そういう経済合理性の中で実際動いているわけですよ。というのは、自治体は財源がないわけですから、ちょっとでも財源が欲しいからそうするわけですね。だから、国の指導に従ってやればそういうことになるかもわかりませんが、その辺はもう少し知恵を働かせて、ちょっとでもお金になるようにやってもらわないと、これは出す方は水道料金を払ってやっているのだから、その辺はちゃんともう少し知恵を出していただきたいと思います。いかがですか。

（環境）廃棄物対策課長

資源物のリサイクルの関係でございますけれども、確かに中国ルートというものがございます。特にペットボトルなどにつきましては、中国ルート等を利用して、かなり日本から流れている状況でございます。しかし、今回、家庭ごみの減量化・有料化、そして資源物の拡大という中、プラスチック製容器包装、これにつきましては、有価物、中国のルートに通らないプラスチックということになっております。というのは、中国ではプラスチックでもすべてのプラスチックを受け入れるというわけではございません。きちんと確実にリサイクルできるものを受け入れる、また、ペットボトルであれば、ただ圧縮だけだと、ごみという扱いになりますし、圧縮した後、破砕をかけますと、初めて中国の方に表通りを歩いて輸出できるという状況でございますので、そういう中ではプラスチック製容器包装は中国ルートということは難しい状況でございます。

山口委員

この件、わかりました。私ももう少し勉強してから、裏ルートも含めて、また質問させていただきます。

財政。もとに戻ります。

財政問題について

財政部に聞きたいのですけれども、平成21年までに88億円ですよ。財政効果を上げないと、大変なことになるという話ですよ。これまでの財政再建プラン、前回も出しましたけれども、要するに事務事業の見直しとか、市民サービスをカットするとか、人件費を抑制するとか、基本的にそういうことによって財政効果を上げるということをやずっと考えてきた。それしか基本的には、言ってみるならどうもアイデアがないようなふうですよ。全般的に財政の状況が、今、景気が踊り場にあるとか言って、多少は好転している地域もあるようですけれども、単に景気の問題でなくて、要するに地方の経済はもう完璧に音を立てて崩れていく状況ですよ。これまでの景気、不景気の波の中で、財政運営はいろいろされたと思いますが、これは地方が今のままいけばよくなるというか、財政的によくなるという、そういうことはもうないのでないかと私は思うのですよ。

これは数字で、今日は経済部がいませんが、例えば小売にしても、卸にしても、製造業にしても、建築業にしても、全般に廃業が相次いでいるわけですし、所得もそういうところは減っているわけですね。なおかつ、働いている方も、正規で働かれる方がどんどん、例えば市職員にしても採りませんから、郵政も民営化になっていくというような話をしますし、NTTは当然民営化になりましたし、そういうところで新規を雇わなくて、雇ったとしても嘱託で雇ったり、派遣社員で雇ったりする、非正規の社員。小売でサービス業がどんどん増えていますが、ほとんどそこで雇われるのはアルバイト、パートということで、基本的には所得税がほとんど払われないような格好になってくる。市民税の対象としてはほとんど入ってこないようなところに来ているわけですね。

だから、そういう意味で言うと、市の財政なんていうのが好転していくような要素は、税収の面からいうと、ほとんどないと思いますね。どこか上がる要素があるかという、何でしょうね、固定資産税が若干もっている。収納率がちょっとどこかいろいろ原因があって、90パーセントぐらいになっていますけれども、そこが横ばいになっている程度。まして、交付税にしましても、今のところは手当てをしていただいています。再来年からはこれは国が当然落としてくるでしょう。そういう中で、本当に財政再建プランが有効なものとしてやりきれぬのかということは大変私は危くしています。全般的に、このプランを出しましたけれども、自信を持って出しているのか。私も正直言って、あまり頭がよくありませんが、絶対これはもう難しいと思うのですよ。なおかつ、私はずっと議会の中でも申し上げていますが、本市を再生するプランを本当に小樽市がつくって、人口も増やすと、そういう中から家も建てていただいて、固定資産税も増収になりますよと。なおかつ物を買っていただいて、市内の景気のある程度よくして、そこから税収も上がるようにすると、いろいろことですよ。観光のことで私は申し上げていますが、今回の一般質問でも、基本的に観光客は入ってきているのに、市内に回る経済効果がどんどん落ちていく。それに対する手だてで何か政策を打っているのと、こういう話もしました。こういうことを本当に一つ一つ積み上げてやっていかないと、これはもう難しいですよ。そのところを本来はプラス要素を書いて、財政再建プランをどうするのだと。そしてそれを市民一丸でやっていこうではないかということではないと、市民は希望を持ってはないのではないかと私は思っているのですよ。その辺、今日は市長がいませんが、どなたでもけっこうですけど、感想でけっこうです。ちょっと答弁をいただきたいと思います。

財政部長

確かに今、山口委員のおっしゃるとおり、前途洋々ではございません。非常に本当に暗雲立ち込める日本海の中に小樽市が置かれていると思います。それで、国のレベルで言えば、21日には経済諮問会議でいろいろことが出ましたけれども、やはりマクロの中では、日本の経済というのは、平成16年度でも計画ベース2.1のGDPが1.9ぐらいいま来てるとか、そういう意味では国ベースでいくとそれなりに進展してきているという押さえがされているのです。しかしながら、おっしゃったように、それではこの北海道の小樽をはじめ東北にしても、地域によってはそういった景況感というのはほとんど感じられないというのがやはり実態かなと思います。ですから、そういう中でマクロで見たものと、それからこの地域地域のミクロで見ていくものとはおのずと違いは当然出てくると思うのです。ただ、我々としては、地方財政がこの数年前からもう非常に危ういという中で、いろいろ手だてを打ってきたわけですが、かといって、それでは何もしないのかということでは全くないわけで、やらなければならない。そういうわけで、今、再建プランを示しております。その中で、今回の議会でもいろいろご議論はいただいておりますけれども、そのシミュレーション上の税の問題、それから交付税の問題、これについても確かに明らかになっていないということで、フラットに置いているという、そういう前提条件でやっているわけですが、そうであればなおかつ、それでは内部的な努力として、何ができるのかというそこに視点を置かざるを得ないということですよ。

それで、民間の企業の改善にも、これは公共も同じだと思うのですけれども、やはり一つには過剰な雇用といいますが、組織の中の従業員の問題、これが一つある。それから、過剰な設備、これも一つある。もう一つは、過剰

な債務なのです。これが一つあるのです。では、それを公共に当てはめてみると、雇用という面ではちょっと意味が違うのですけれども、市の職員の体制が今の業務の内容に合ったような形になっているのかということのひとつ考えなければいけない。そのこの視点を見て、今回、その再建プランの中でも、財政再建とは言っていますけれども、これはもう行財政改革の一体の推進プランです。まず組織から見ていって、全体の人員が過剰であれば、どうやって変えていくかというのが、その時点でもってこの中に入っている。それから、設備という面で見れば、小樽市が持っているいろいろの公の施設、いろいろものがありますから、果たしてこれが有効に使われているのか、あるいはまた、現在、本当にまだ維持していかなければならないのか、そういう点でやはり考え直そうということです。それから、過剰債務の解消、これは申すまでもなく小樽市の抱える起債の償還です。これも今平成17年度ぐらいがピークになっておりますから、これはだいたい解消というか、少なくなっていく。こういう民間のベースで考えるようなものを公共に置きかえたら、私は同じようなことが当てはまるだろうと思うのです。そこで改めて今、公共の利益にかなって、我々がやっていることが本当にならなっているのかどうかという視点です。それから、自治体がやはり直営でやっていかなければならないのかどうかと、そういう視点。それから、こういう財政状況の中で、厳しい中でも、あえてまだやらなければならぬのかという、そういうもっと一步入った視点です。そういうことで改めて今考え直そうということで、総括的に作り上げたのが推進プランなのです。

ですから、そういう意味では、全体的な見直しをとにかく改めてやろうと。そうして、この5年間の中で、何とんでも目標の88億円の財政効果を上げて、とにかく平成21年度に単年度の黒字に転換していきたいと。市長も本会議で申し上げておりますけれども、これはもう様にはいかない問題ですけれども、とにかく何としてもやはりやっていかなければならないと。改めて一つ一つ考え直してやっていこうと、長い道も一步からですから。そういう視点で、我々は立ち向かっていかなければならない。我々事務方としてはそういう決意を持っています。

山口委員

財政当局の苦勞というのは、私も本当によくわかります。ただ、問題なのは、いろいろを見直されて、家計を削って落としていく、絞り込んでいくということの中で、財政効果を生み出すということにはもう限界があると思うのです。資産も売却をされましたけれども、それは大きな資産を持って売却していけるようなものを持っている別ですけれども、たぶんもうないのではないですか。蘭越の山林が一番大きいということでやったと思いますから。だから、そういう意味でいうと、戦略ですよ。増収策の戦略というのは、大きな意味では企画政策室でやっています。そういう中で、大変苦勞されているいろいろのことを計画されたり、考えられたり、調査をされたりしていると思いますが、何かそういうところで、市民がこれをやれば何とかなるなというようなものを今考えて持っているのでしょうか。それについて、これは大きな話ですけれども、何かありますか。

（総務）企画政策室長

大変な大きな問題だと思います。今、山口委員のご指摘のとおり、全国的にこういった財政状況の中で、小樽が今までの踏襲という意味だけではなくて、全国的にもある意味ではさまざまなこれまでになくような取組というのが進められていると思います。私どももそういったものを勉強しながらといいますか、参考にしながら取り組むべきものについては進めていかなければならないというふうに認識をしております。ただ、現状基本ベースとしてあるのは、小樽市の総合計画に基づいたそれぞれの施策を着実に進めていかなければならないという、そういった視点から、現在も各施策を進めているわけございまして、ただ、既に今の総合計画ももう8年目に入っている状況でありますし、策定当時と比べれば、今、財政部長からありましたとおり、財政状況も大きく変化をしていると、そういったことも踏まえながら、あと残り2年半、あるいは新たな総合計画、基本計画の策定に向けての準備に入っていかなければならないというふうに考えているところです。

山口委員

議会で、皆さん全員に聞いていただけているかどうかわかりませんが、手宮線と交通記念館のことでは、私は提

案をさせていただいています。そういう中で、昨日私は質問をちょっと傍聴しないで、部屋で聞いておりましたけれども、交通記念館について、指定管理者、なぜ入っていないのかというお話の中で、社会教育施設を交通記念館に集めて、これも一つのリストラだと思いますけれども、たぶん青少年科学館と文学館とか、美術館みたいなものを、博物館も一緒かもしれませんが、集めて、そしてやろうというような計画を持って、それを検討されているような話もされましたけれども、それは本当ですか。

教育部品田次長

交通記念館の他の社会教育施設の一元化の関係でございますけれども、私どもといたしましては、たたき台的なものは持ってございます。今後に向けまして、全庁的に協議いただく中で、このたたき台の部分が手がかかっていくということを考えてございまして、私どもといたしましては、秋ごろに向けて全体的な構想を考えていきたいというふうに思っております。

山口委員

こういう小樽市の将来の展望にかかわる大事な問題を教育委員会だけで原案をつくってやるというのは、私は大変不満です。そうではなくて、これは都市戦略にかかわることですから。部局横断的に当然論議をされてやるべきだと思いますけれども、そういうふうなシステムにはなっていないのですか。

教育部長

次長からちょっと話させていただきましたけれども、教育委員会で今たたき台という表現をさせていただきましたけれども、今、株式会社交通記念館自体が、今後単体でやっていけるかどうかということもまず見ていかなければならない。そうした場合に、仮に社会教育施設に取り込むような形、こういった場面になったときに、他の社会教育施設、今、山口委員がおっしゃったように例を出したりなんかしておりましたけれども、教育委員会としては、所管している各施設の今後の運営の在り方というもの一つずつ検証していかなければならない、そういった意味合いでの表現でございまして、教育委員会があくまでも全部構想、素案という形までをつくるということではなくて、まず関係部局、当然これは横断的にやっていかなければならない、こういう認識を持っていますので、今後、それについて協議を深めていく。これからの話になりますけれども、今はまだこういうような段階ということでございます。

山口委員

この一件については、私は去年の定例会の第何回か忘れましたが、手宮線と交通記念館について、交通記念館は今、教育部長がおっしゃったように、もう原資が7,000万円を切るような状況になっていますね。このままいけば、これはお荷物になっていくのが明白だということで、大変努力をされて、赤字幅を圧縮されておりますけれども、基本的に魅力がないから入館者も減っているし、入館料も減っている。利用されていないから、こういう状態になってきているわけですね。私は今の教育委員会で考えられている案が悪いとは言っていないよ、思いませんよ。ただ、そこはつけ焼き刃的にそういうふうなことをするのでなくて、交通記念館と手宮線を一体として小樽の歴史資源なわけですから、それを本当に生かした、特に北小樽地区については、これは懸案の事項ですから。堺町と運河周辺だけでは小樽の観光の将来は危ういという大半の意見がそういうことで、市もそういうふうに位置づけをして、手宮線も含めた北運河地区、何とかそこに集客施設ができないかと、交流観光の場にできないかという議論をしているわけですから。そういう中で、一つの構想をまずつくって、その議論の中に各部も入ったり、市民も入れて、まず構想をつくるべきだと。そういう中で、例えば第三セクターでございまして、要するに案をつくれれば、いろいろなところにセールスをかけに行けますね。

例えば、今、ニセコでもオーストラリア資本がハーモニーリゾートという会社をつくって、花園スキー場を買って、あれは150億円かなんかかけたところを160億円ですか、2億4,000万円で落として、これから今後何年間か知りませんが、500億円をかけてリゾート地にしていくと言っているわけですね。そういう時代に入ってきている

わけです。いわゆる観光のマーケットがもうアジア地区に広がっていると。そこをシフトして、基本的には外貨の投資を呼び込むということもやっているわけですから。小樽はある意味では知名度は高いのですよ、皆さんが思っているよりむしろですよ。そういう知名度があって、ブランドは魅力がまだあるうちに、そういう計画をつくって、どんどんそういう意味でいったらセールスをかけていくということです。そのかわり、私たちの開発のコンセプトはこうだと、それは条例とか、私は基本条例でそういうものをきっちりとうたって、そういうことを理解していただいた上で開発をしていただくということですよね。

そういう努力を一方でしながら、それこそ財政部が身を削るような計画をつくるということでしょう。その両方がなかったら、市民はこれで赤字再建団体になったら、何だということになりますよ。またぞろいろいろ議論が出てくると思いますよ。あなた方が行政にかかわって、それこそ前新谷市政のときに、過大な計画をやったわけですから。そのツケが今来ているわけでしょう。それだけだと私も言いませんが、そういう中で、自分たちが一方の展望を必死で、プロなわけですから、市民から、また国民から税金をいただいて、あなた方は言ってみれば生活されているわけですから、そういう意味ではプロなわけですよ。そういうことをきっちり自覚をされて、施策を出していただき、なおかつ市民にも働きかけ、私はいつも申しておりますけれども、小樽には大変な応援団がいるわけですから。そういう方ともネットワークをちゃんと持っているわけですから。利用をして、いかに小樽にある意味では投資を呼び込むようなことをやっていかないと、これはもう本当にやれないのではないですか。

先日、国から観光先進都市としての表彰を市はもらったそうですけれども、財政はうまくいっていないわけでしょう、観光でこれだけやったとしたって。私はそんなものは国に返すべきだと思いますよ。お金をくれればいいですけれども、表彰 1 枚で、頭なぜてもらっても何ともないですよ。

ちょっと話は外れましたけれども、そういう自覚を持って、私は今、手宮線と交通記念館についてちょっと申し上げましたけれども、早急に案をつくるべきではないですか。そんなにお金はいらないですよ。市の職員で優秀な人はいっぱいいるではないですか。会計的なシミュレーションだってできる人はいますよ、経済部の中にいますよ。元銀行マンもいるわけですからね。コンサルよりも非常に優秀な案ができる可能性がある。アイデアは私たちがありますからね。市の職員の中にも、アイデアを持っている方もいらっしゃるわけです。だから、そういうふうに、もう本当に変えないと。どこの部でやる、どこの部でやると言ったって、出てこないですよ。

福祉のことを私はまだ勉強しないから言いませんが、福祉でも基本的にはお仕着せの政策をやっていたら、増えるばかりです。市長がずっと地域との共存という話をされるのだけれども、地域に出張って行って、政策をつくるということをされないとだめですよ。住宅政策も含めて、いっぱいやることはあるのではないですか。私はそう思いますよ。在宅でみんな死ぬまでいたいわけです。施設に入らざるを得ない。施設に入るとお金がかかるのですよね。在宅でやれる方法は、いろいろとあるのですよ。それはあい路があります。

例えば、私、森井議員からちょっとこの話を聞いたらおもしろいと思うから言いますが、これは大変難しいかもしれません。母子家庭がいますね。母子家庭の皆さんというのは、中心部に住みたいのですよ。たぶん免許を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。また、車を持つだけの余裕のない家庭もたくさんあります。そういう方々が、小樽は独居老人がいっぱいいますから。そうですね。そういう方々が基本的に住みかえでマンションに住まわれるというようなことがありますね。そうすると、空き家もできますね。寒いですよ。ただ、ちょっと手を加えてやって、そういう方々に、例えば母子家庭の方にそこをあっせんして安く住んでいただくような、そういう言うなら行政が手伝いをするとか、マンションに住みかえしないでそこに住みたいと、友達がたくさんいるから。そこに、それこそこれは他人を入れるわけですから問題はありますよ。でも、昔は下宿させていたのではないですか。商大の学生も下宿させたし、昔は家族持ちの人だって下宿していましたよ。そういう人方を、独居老人の方々のところに疑似家族として迎え入れて、そしてある意味では介護とは言いませんが、家事の手伝いをされればいいのではないですか。安い家賃で貸していただけるようにするとか、これは相当な説得力が要るのですよ。

入って行って、どんなふうにしたらいいですか、こんなふうにしたらやれますかということシミュレーションしながら、議論を重ねながら、新しい政策にしていくということですね。そういうようにしていかないと、一方では扶助費とか、社会福祉関係の金は要るばかりなわけですから。いろいろそういう政策的な知恵ですね。これは国の制度として持っているわけですが、そんなことも含めて考えていく必要がある。

今のことで、ちょっと感想でもいいですから、どなたでも、たぶん総務部長。

総務部長

たくさんご提言いただきましたので、一つ一つそれに対する答弁にならないと思うのですが、先ほど財政部長が語る現状というか、自治体を企業と置きかえて、一定程度いろいろな答弁をさせてもらいました。一つは、企業が生き延びるといふか、企業とは先ほど言ったように労務費ですとか、設備ですとか、そういった中をどう切り詰めていくのか。もう一方企業は、それにあわせて収益を上げるという努力もするわけで、したがって減量経営というだけで、財政再建が果たしてできるかという部分になれば、今、委員もおっしゃったように、一定程度限界がある。市の職員をばさばさ切って、賃金をどんどん減らしていくということになって、では企業経営として本当に仕事ができるかということになると、一定程度限界があるわけですから、それを補うために収益をどうしていくか、税がどれだけ取れるか、そういったところにあるのかと。それが民間投資を呼び込むための政策づくりという、こういうことの部分については十分理解もしていますし。

例えば石狩湾新港の銭函地区の部分について、準工業地域に変えて、何とか他業種でも来られるように、企業誘致の一つの励みにしようではないかという、こういった試みも進出することによる租税効果をどう上げるかという問題もあるし、内部的には一定程度銭函の方だけではなくて、このいろいろ空地がある小樽市内の中でも、こういったことをすると、製造業的な用途の中で、そういったものが掘れる要件はできるのかどうか。それから、まちの中で、都市計画の色の変更というのか、いわゆる商業系の赤系から住居系にすることで、質問にもありましたけれども、コンパクトにまちをつくっていくと。社会資本の投資を圧縮をして、整備がされたところに高齢化が進んでいるものから、高齢者がまちに戻ってくるといいますか、そう誘導する。そういう中に、今ご提言のあったいろいろな独居老人とか、老人世帯とか、そういった人方の住宅状況をどういうようにしていくのかという、この辺あたりの問題もかかわるのかなというふうに思うのです。

問題は、手宮線のお話もご提言をいただきましたし、従来から軌道系で残しながらということで、交通記念館とのかかわり合いで十分承知もしております。ただ、短期的に今我々事務方として財政再建をする中で、新規事業はどうしてもやはりやりきれない。単独費がかかる分は、特に JR の用地取得も含めて、その展望がきちんと示されない中で、交通記念館とのかかわり合いで、残りの約 1 キロメートルぐらいある手宮線の土地の購入を、一定程度将来このぐらいの時点で買えるのだという見通しが立たない中で政策的に打っても、それは受け入れられないのかなという気もするのです。

したがって、今、我々は当面ここ何年間の財政再建の中で、入りも努力もしますし、出の中で節約といいますが、再生をして、新たな社会資本なり、観光施設なりの投下ができるような条件をどうつくっていくかという、この辺あたりが一つは要因といえますか、財政再建にかかわる一つのこれからの道かというふうに思っていますので、できれば今のベースの中で、民間資本がどんどん出てくれる、それが制度的に一定程度改革なり、改善することで、その条件ができるような施策ができれば、企業誘致なりなんなりという形で、少しは税の負担をする企業を増やしていくという、こんなことになろうかと思しますので、当面公共の、いわゆる税の負担をするという形で、ここ 5 年、7 年のレベルで、まちをつくるというあたりはかなり財政的には余裕がないというふうに、私自身は認識しているところでございます。

山口委員

時間が少ないからちょっと急いでやりますけれども、今、ちょっと部長に誤解があるのは、軌道系で残すというこ

とを私は一言も申ししていないのですよ。要するに、廃線を生かしたトランジットモールとして、十分可能性はありますよと。今、景観条例が見直しをかけられますね。早急にこれをやらないといけませんから、1年でだいたい結論を出すと。今、景観法も国の方でつくっていますから、景観法も含めて私は手宮線沿線というのは検討すべきだと思っているのです。それで、誘導策をきっちり立てて、市がああ地区をどうするかを決めて、そういう中で例えば個人が古い建物なんかを移築したり、そういうものを建てるについては、私は寄付条例の話をしましたよね。そういうことの資金的な手当てをして誘導していけば、当然、例えば今借地のままでもやれるのではないのと。そういう中で、例えばJRも中に入っていて、交通記念館も含めて、これは可能性があるとなれば、JRもある意味では資本投下してくれる可能性もあるし、民間も入ってくる可能性もあるよと。特に、交通記念館については、私は宿泊施設としてやるべきだということを申し上げていて、タイミングもいいですよと。特にブルートレインは、初期のはもう廃車になりましたし、函館まで新幹線がこれもうほとんど決まりましたから、そうすると現在のブルートレインも当然廃車になっていきますから。そういうものを小樽がもらい受けて、そういうもので宿泊施設に変えていくということをやっていけば、相当変わりますよという話をさっき申し上げているわけです。

そういうことを基本的な最初のラフなプランでいいのですよ。そういうものを庁内も、市民もけっこうアイデアのある人いますから、つくっておきましょうと。そういう中で、今から準備しておいたらいかがですかと。そういう中で、例えばJRとも話を聞いてみましょう、私的な懇談会で中へ入れましょう、そういう議論をしていく中で、話が煮詰まって行って、それならもう少しちゃんとやりましょうという話になってくると思うのです。今からそういう論議は私は必要ではないかということを申し上げているのです。これは答えは要りません。

学校適正配置について

最後、学校適正配置です。

私は先ほど申し上げましたけれども、今議会の本当の懸案事項というのは、この小学校の適正配置問題だと考えて、一般質問でもさせていただきました。その中で申し上げたのは、市教委の説明会を相当数やっていますけれども、重ねるごとに市民の理解を得られているのではなくて、市民の理解が進まないばかりか、地域全体の反対運動に、これは地域エゴでどうのこうの言っているのではなくて、署名が1万1,000名を超えるような形で出てきている。この事態は、私たち市民の代表として、やはり重く受けとめなければいけないのではないかと思います。

もう一つは、私が問題にしたのは、要するに例えば市民は財政再建への協力についても、広報などで何度も周知されて、それをわりかし素直に受け取って協力していただいているのではないですか。そういう人方が今怒っているのです。なぜかという、秋山議員の質問でも答えましたけれども、財政効果はありませんとおっしゃいましたね。市民は財政が苦しいから、小学校を一つぐらい減らしてもしようがないと思っているのに、そういうことを平気で言う。スクールバスなんかで何でやるのと、よその地区にしたって、手宮がみんなただだよと、そんな不公平なことをやっていいのですかと、逆に言っている。そんなお金を出す余裕があるのという話もある。何でそんなことを急いでやるの、その理屈をちゃんと教えてくださいと聞いているわけですよ。そうすると、1学年2学級が要するに金科玉条のようにおっしゃるわけ。これは最初の方針かもしれませんが、それで学習効果上がるの、不登校が減ると言われると、そんなデータはありませんと言うのですよ。そうでしょう。説明会では、例えば1学年2学級の学習効果が上がるとか、そういうデータがないどころか、そういうふうな確証は持ってありませんと返答しているわけでしょう。そうしたら、何ですものというのがますます私はわからないわけ。これ、市民の皆さんもわからないのですよ。いろいろ言っていますよね。学校運営上大変よろしいとか、社会性が身につくとか、私は学校の問題はそんな問題でないと思いますよ。

地域連携教育という言葉がずっと言っていますよ。あなた方は、地域連携教育というのはどうやって具体的には政策的に実現したのですか。それをどう検討したのですか。言葉はいっぱいいいことを言うわけ。何も政策的にそれをやっていないではないですか。何かちょっと言うと、プールの学校長会のOBの人に手伝わってもらっています。

それは、そんなものはアリバイですよ。今、生徒が少なくなったのだから、空き教室がいっぱいあるのではないですか。地域にお年寄りがいっぱいいますよ。町内会館に集まって、しょっちゅう会議をやっていますけれども、みんながみんな福祉センターに行ってやっていないですよ。教室をあけてくれれば、いくらでも彼らはいっぱいグループをつくっていますから、使いますよ。そういうお年寄りと子供の触合いの場をつくることなんか、簡単にできるのではないですか。先ほど私は福祉の問題で言いましたけれども、出張って行って、常にスキンシップ、それからパートナーシップを確立するように、常に話し合いをしておけば、この問題もこんなふうにごじれることはなかったのですよ。そうでしょう。私は 1 学年 2 学級なんて、人が増えて、社会性がそこで疑似体験できるというような説明をしますけれども、とんでもない話ですよ。地域の中でこそ社会性が身につくのですよ。いろいろ人が、年齢層の違う人が。

その辺について、このままやったら、私は市長にもきついことも言います。説明会をやりました、理解は得られませんでした、しかし、原案どおりやりますということ、市民協働をうたっている市長がそれをやるわけがないのではないですか。私は与党の一員として、市長に泥をかぶせるようなことは許しません。それから、民間で、安い手当で、共産党から呼ばれて、その都度調整をして出て、丁寧に答えていらっしゃる西條委員長にも、傷をつけることになるのですよ。いくら教育委員会が独立機関か知りませんが、行政の一員ですから、そこも配慮をされて、7 月の末の原案づくりには当然原案どおりこれがいくわけはないですから、修正案を出すのが当たり前だと思いますよ。その辺いかがですか。民主主義からいってもそうですよ。

教育部長

山口委員からも、一般質問の中でも出ておりました。私どもの考え方といたしまして、また改めて申し上げますけれども、これまでさまざまご意見をいただいているところです。特に、対象校 4 校につきましては、それぞれ個別の問題も持っている、あるいは置かれている状況とか、違いの部分もあると、そういったことを私ども当然踏まえながら、慎重に判断していくと、この考え方には何ら変わることはありません。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

山口委員の壮大な財政問題の話の後に、ちょっとぐっと身近に引き寄せた質問をしたいと思います。

福祉タクシー券、ガソリン券について

福祉ハイヤーの件なのですが、福祉タクシー利用券について、タクシー券か、ガソリン券の選択制にして、障害者を支援すべきではないかという新谷議員の代表質問にかかわって、ガソリン券の購入について、小樽地方石油業協同組合から、新規事業を受け入れることは困難であるとの回答を得ているほか、障害者本人が使用している確認が難しいなどの課題があり、導入は困難と考えておりますという答弁でした。それ実は昨年 12 月、厚生常任委員会で我が党の若見議員の質問への答えと同じなのですが、この間、協同組合と新たに交渉したとか、そういうことはないのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

具体的には、昨年 10 月くらいに関係団体からの要請がありましたので、当組合の方に協議を申し入れしまして、いろいろ協議したところです。日にちはあまりたっておりませんので、それ以降の協議はございません。

菊地委員

実は、この障害者の方々への支援も含めてなのですけれども、どの事業をするにしても、ふれあいパスも含めてですけれども、民間企業、それから地域の方々の協力が必要だと思っておりますが、その事業の意義を理解していただきながら進めていると思います。障害者支援という事業の意味は、石油組合に理解していただけるよう努力してい

るのかどうかについて、聞きたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

先ほども言いましたように、私は直接協議には入っていませんでしたが、他市でも先行的にあまり多くはないのですが、札幌市、釧路市あたりでやっておりますので、そういう制度的なものとか十分説明して、やっていただきたいという要請をしたところです。ただ、要請の趣旨は理解していただいたと思うのですが、組合の事務局体制等が整っていないということで、新しい事業としては受けられないというような回答を得たところです。

菊地委員

福祉タクシー利用券の今の実際の利用方法といいますか、そのことについて具体的に聞きたいのですが、これはタクシー協会とかで一括して取り扱うということになっているのか、それとも一つのタクシー会社で利用券で利用されているのか、その辺のことを聞きたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

現在は利用券ということで、種類も 2 種類、400 円の券と 500 円の券という形で、券で交付されております。ですから、実際乗車されて、券を渡す。

福祉部次長

タクシーの利用なのですが、以前はハイヤー協会一本で利用していたのですが、たまたま去年タクシー会社の中で 2 社がハイヤー協会を離脱したということで、その 2 社をまとめてもらって窓口になってもらって、残りはハイヤー協会ということです。もう一つ、福祉サービスをしている会社がございまして、そちらの方も利用できるということで、窓口は現在 3 か所で、その対応をしております。

菊地委員

そういうことでしたら、このガソリン券についても、組合一本ということではなくて、幾つか協力しますよというガソリンスタンドなり各社の協力があれば、タクシー券と同じようにこれはできるのではないかというふうに思うのですが、この考え方はどうなのでしょう。

福祉部次長

札幌市もしているのですが、札幌市も石油小売商協同組合ですが、そちらがまとめてしているということで、例えばタクシー券の場合は、市内のタクシー会社全部が対象でできています。ただ、今、菊地委員が言われるように、できるガソリンスタンドだけということになれば、例えばそういう小売商の組合を通さなければ、私の会社はそうしたら店が 3 か所ありますから、3 か所できますよとかと言って、そうしたら市内全部をまとめてできるかということになると、それはとうていできる状況ではないと思っています。市内全部のガソリンスタンドが対象で、ご協力願えるのであればできるかもしれませんが、そういうことは現状では不可能だというふうに考えておりますので、石油業協同組合以外がそちらの方で全面的な協力がなければ、これについてはなかなか実施は不可能かなというふうには考えております。

菊地委員

それは、では石油業協同組合の方に引き続き協力依頼をしていただくということで、努力をしていただきたいと思うのですが、もう一つは障害者本人が使用しているかどうか確認が難しいという点ですが、それについては具体的にどういう心配があるのかということについて、聞きたいと思います。

福祉部次長

例えばタクシー券であれば、基本的にはその障害者手帳を提示して、当然それで券を切って、乗っていただくということになるのですが、例えば札幌市がどういう形でしているかちょっとわかりませんが、ガソリン券であれば、例えばガソリンを入れるのは障害者の方が入れるにしても、車はだれが使うのか、どういう形で運行する

のかというのは、私どももつかみづらいというふうには思っています。

菊地委員

札幌市の例なのですけれども、あらかじめガソリン券に登録してある方、障害者ご自身の車、あるいは障害者の移動に使う家族の車、登録してある車の番号が書いてあって、しかも障害者ご自身その車に同乗して、障害者手帳を見せたときに給油できるというしくみになっております。そういう札幌市のような取組をすると、かなり厳密なチェック体制もできると思いますので、その辺については、そのようにしていけるとと思いますので、ぜひこれについて新たな財源確保が必要とかという話ではなくて、今ある制度をより使いやすくするという内容ですので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

福祉部長

今、おっしゃるように、事業主に影響を与えないというご意見もありますが、転じている聞きますと、選択する中でやはり障害者の、確かに入れるときに、今言ったようなチェックをしている部分もあるのですが、その後の利用状況というのは現実につかめないという部分の事業費が多少膨らむというような話もちょうと聞いておまして、そんなこともいろいろ条件も加味しながら、私どもも検討していかなくてはならないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

菊地委員

ぜひ検討して、早期実現を目指していただきたいと思います。

ごみ袋無料配布の対象拡大について

それと、次はごみ袋の無料配布の対象拡大について伺います。子供の対象は2歳未満まで拡大されて、大変喜ばれていますが、そのほかに対象拡大をしてほしいとの要望はどういうものが寄せられているのかについて聞きたいと思います。

（環境）間淵主幹

その後、市民からどのような減免に対する要請が来たかというご質問でありますけれども、市長への手紙又はメール等で寄せられた内容といたしましては、乳児の指定ごみ袋の配布を今1歳まででありますけれども、2歳まで拡大してほしい、また、大人でも紙おむつを使用している世帯があるということで、そちらの方にも指定ごみ袋を配布してほしいという、そういう要望がございました。

菊地委員

具体的にそれらについて、どのような手だてをしたのかということについても答弁願います。

（環境）間淵主幹

そういう要望に対する検討の結果でございますけれども、紙おむつというものが減量しようにもなかなか減量しにくいと、そういう事情も踏まえ、また、先ほど来の要望もあったということから検討いたしまして、7月1日から、乳幼児については、2歳まで無料配布の対象を拡大してございます。それから、新たな無料配布の対象といたしまして、一つには小樽市家族介護用品助成事業により、現在、紙おむつ等を支給されている高齢者、この方々に30リットル袋を年間100枚、それから児童を含みます身体障害者の補装具給付事業対象者という方がございまして、そのうちストマ用装具又は紙おむつなどの助成を受けている方には、30リットル袋を同じく年間100枚配布することで検討いたしまして、7月より実施することといたしてございます。

菊地委員

介護用品助成事業あるいは補装具給付事業などの対象にならない障害を持った方というのも、市内にはたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方で紙おむつの使用を余儀なくされている方への拡大ということについては、検討していただけないのかということでも聞きたいと思います。

（環境）間淵主幹

最初に、今回の高齢者、身障者等への拡大施策でございますけれども、実際、各家庭で紙おむつを使用している状況ですとか、また使用枚数、またその頻度など、なかなか把握が難しいものがございます。そういう中で、皆様のご要望に少しでも早くこたえるためには、既存の福祉制度において、紙おむつなどの助成を受けている方を今回対象としたものでございます。紙おむつの使用においては、先ほど申しましたとおり、なかなか減量努力の及ばないものという私どもの認識がでございます。そして、そういう状況は認識しておりますが、この減免の在り方というものについては、さまざまな意見もありますし、広範な市民合意というものもやはり前提となる、そういうところから、まずは7月からこの新たな減免拡大を実施したいというように思っております。そして、菊地委員からお話がありました、他の紙おむつ使用者等のそういう対象拡大につきましては、今後市民の意見も聞きながら、一つの推移というのを見ていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

菊地委員

24時間びっしり紙おむつで過ごさなければならないという方については、7月から実施される可能性、大変喜ばれると思いますし、また、夜間、紙おむつを使用しているという方に対しても、もう少し拡大して助成していただければ、また、障害を持った方々が少しでも住みよい小樽市になるのではないかとというふうに考えています。その件については、私もさらに具体的に今後議会の中でも話をしながら、改善を要求していきたいと思うのですが、障害を持った方々が過ごしやすいまちというのは、本当に健常者、多くの市民が過ごしやすいまちだというふうに基本的には考えています。一般質問の中で話しましたが、環境の問題では、住んでよし、見てよしということでは、そこに住む人々が本当に小樽に住んでよかったということ、そういうことを言える人が一人でも多く出る小樽市にしていきたいということで、その立場で今後とも大きな財政問題のすそ支えですね、その辺でいろいろ意見を発していきたいと思っておりますので、こういうことについてもぜひ積極的に引き続き検討をいただきますようお願いしまして、私からの質問は終わります。

北野委員

私は、財政問題と学校適正配置問題について伺います。

財政問題について

まず、財政問題です。5月31日の出納閉鎖期が済んで、平成16年度の決算が確定したと考えますが、その額について答えていただきたい。また、さきの臨時会で繰上充用が行われたわけですが、その額に変化があれば、その理由を示して知らせてください。

（財政）財政課長

さきの臨時会の場合、まだ出納閉鎖前でございましたので、その後若干の収入がありまして、12億1,700万円の繰上充用をお願いしたところでございますが、決算では11億8,000万円程度に、3,700万円程度改善できる見込みでございます。

先ほど理由ということですが、市税で、その後1,800万円程度、本当は雑収入なのですが、1,000万円程度の収入がありました。そのほか特別会計にもそれぞれまだあの時点より収入があったものでございまして、そこで繰上金若干ですが減ったものがあると、そういうことでございます。

北野委員

そうすると、今の課長の説明の時点に立って、累積赤字は幾らになりますか。

（財政）財政課長

今定例会で言われています山の売却などがありまして、今定例会では2億7,000万円ほど改善することになっております。当初、平成17年度は3億9,000万円組んでおりましたから、17年だけの分が今定例会が終わった後に1億2,000

万円ある。それと去年の分が11億8,000万円あって、13億円、このように見込んでおります。

北野委員

そうしたら、当初16億円何がしと言われていた累積赤字は13億円になったということですね。

次、推進プランの石狩湾新港の負担金に関してなのですが、4億6,000万円を横並びで平成21年度まで持つていくという計画です。そこで、前から指摘していますが、18年度から始まる石狩湾新港の中央地区の3工区の3か年にわたる一括償還、平成18年度から始まります。18年度、19年度、20年度、それぞれ幾ら償還しなければならないことになっていますか。

（財政）財政課長

今日、港湾部がいませんが、私どもの財政再建プランをつくる時点の収支見込みの中では、その問題も取り上げて聞いております。平成18年度は、新港管理組合が償還する、今、北野委員のおっしゃった部分は20億円、19年度は22億円、20年度は23億円と聞いております。

北野委員

その6分の1だね。

（財政）財政課長

それで、小樽市は6分の1を負担しておりますので、平成18年度は約3億3,000万円、19年度は3億7,000万円、20年度は3億8,000万円、このような負担になるということでございます。

北野委員

私も管理組合の議員をやっていますけれども、今のところ北洋銀行はジャンプするという回答はしていないはずなのです。そうすると、推進プランの平成18年度で、3億3,000万円あなた方は見込んでいないわけですね。4億6,000万円、通常の分しか。財政当局としては、これはどういうふうに解決されようとしているのですか。

（財政）財政課長

第3工区は、分譲地が売れば、それでその起債の償還ができて、財政負担は生じないわけです。それで、市長も答弁で申しておりますが、管理組合に負担を減らすように強く要請しているということで、まずはその売ことに最大限努力をしてもらおう。仮に売れないのであれば、今、北野委員は北洋銀行が借りかえるというお話ですが、これは管理組合の方で新たに起債の許可をとって、借換えでまたさらに償還期間を延ばすような借換えも含めてやってほしいということ、これを我々の方からは指示をしているということでございます。

北野委員

借金を払えないから、新たに金を貸してくれ、借りかえてくれというふうになったら、金利は現在よりも高くされる心配はありませんか。

（財政）財政課長

金利、これは各銀行と管理組合の借入れですから、交渉によって変わるとは思います。今、償還しようとしているのは、平成8年、9年、10年に借りた起債でございます。それが今これから借りかえようとする、現在の金利はその当時よりは安くなっておりますので、金利負担としては長くなりますから増えますが、利率自体は少しは安くなるのか。ただ、借りかえる時期にどういう金利状況になっているか、これはちょっと私には今言えません。

北野委員

そうすると、いずれにしても3か年の一括償還を20年なり、30年なりで借りかえて延ばすということになる。そうしたら、その4億6,000万円の中に今度オンされて、負担が逆に増えることになりはしませんか。億単位ではないけれども、そういう心配は自動的に出てくるのですよ、これは。だから、課長は聞かれないのに、売ることが本来なり、それはそうですよ。2パーセントしか売れなくて、もうあとの98パーセントは何回やってもだめだと、パンガイしているのだから。もう来年の話なので、これは母体に負担にならないように、ぜひ検討していただき

たい。だから、つくっても売れないのだから、そういうものをつくった責任は北海道や開発局にあるのだから、おまえら持てというふうには言わなければだめですよ。何、弱腰の態度をとっているのですか。小樽市の財政はそんな余裕なんてないのですから。しゃにむに巻き込まれた被害者の側だから。はっきり物を申した方がいいと、私も管理組合の議会でそのことは知事に要求するつもりでいますから、よろしく願いたい。

それから、一昨日、政府税調の報告が発表されましたけれども、これは例えば年収500万円で専業主婦の子供2人の世帯、いわゆる標準世帯でどういう影響が出るか、財政当局としては掌握しておられますか。

（財政）税務長

私どもは昨日の新聞報道ということで、政府税調の個人所得税の見直しに関する報告ということを見たわけでございますけれども、新聞報道の内容しか承知しておりませんが、例えばこの中では配偶者控除の廃止と、それから特定扶養控除を廃止すると、それから給与所得控除については縮小するというところで、縮小幅は一切。

北野委員

半分。

（財政）税務長

いや、半分とは言っておりませんが、縮小するというところで記載がございました。その中で、500万円ということであれば、半分ということであれば、特に私どもはある報道によりますと、4人世帯で考えますと42万円なのかというふうに理解しております。

北野委員

そうすると、現行標準世帯では、所得税と住民税の合計が約16万円余りということになりますから、今おっしゃったように42万円とで、もう58万円くらいにはね上がるのですよ。そうすると、所得に重大な影響を及ぼしますから、小樽市の市税への影響というのはどういうふうに見ていますか。基本的に購買力はもちろんあるのですけれどもね。

（財政）税務長

小樽市の市税への影響ということで、先ほど申しましたけれども、まだこれは新聞紙上のことで、細かい部分については示されていないということで、申しわけございませんけれども、小樽市全体の影響額という部分については、これはまだ試算できる状況ではないということでご理解願いたいと思います。

北野委員

それから次、介護保険法が成立しましたけれども、介護保険事業特別会計へのマイナスの影響ということはないのかと。これは給付額の12.5パーセントが小樽市の負担ということになっていますから、その辺は介護保険の方ではどういうふうを考えていますか。法律が成立したのですから。

福祉部長

介護保険法の一部改正は確かに成立いたしました。ただ、細部につきましては、これからでございます。その中で、給付時に全体を算出したり、それから保険料、その他煩雑な形になってきますので、そこら辺の細部がこれからでございますので、今時点ではまだ何とも申し上げられませんという状況でございます。

北野委員

推進プランでは、介護保険事業特別会計への繰出金が増加するというところで、計画の期間では12.5パーセントで91億5,000万円だと、そういうふうにあなた方は私たち議員には説明しているのですよ。今度の法律の改正、法律は成立したわけですから、この繰出金はマイナスになるのか、増えるのかというのは、まだ全然試算されていませんか。

福祉部長

細部、その他一切これからでございますので、まだ試算できる状況にございませんので、ご理解いただきたいと

思います。

北野委員

これはわかり次第、関係資料を添えて説明をしてください。

それから次、本会議で市長は各議員の質問に対して、4 年間で 88 億円の効果を上げなければならないので、思いきった見直しだと。この思いきったというところに相当力を入れて、何人も議員に対して答弁されたのですよ。しかし、そうやっては言うけれども、何をやるかということについてはさっぱり言わないと。これは各検討されていると思うのですが、思いきったことをやるというのは、平成 17 年度はともかく、18 年度は何をやるうとしているのですか。部長。

財政部長

最終的には、考え方はちょっと総務常任委員会の中で報告させていただきたいとは思ったのですけれども、基本的に私が先ほど山口委員に答弁申し上げた内容、それからスタンスであります。一昨年 11 月に、48 項目の市民の皆様への負担のお願いという形で、主にそういう形でやらせていただいて、平成 16 年 4 月から始めさせていただいたものがかなりもうやっちはいるのですけれども、それも今の一つ前の財政健全化計画の平成 13 年から 17 年までの見通しが、もう収支見通しが全く狂ってしまったという中でやらせていただいていると。それで、三位一体改革の中での交付税とそれから臨時財政対策債の平成 15 年、平成 16 年比で 10 数億円の違いが出てきたというようなことで、今新たにやろうということなのです。ですから、そういう意味では、やっている部分もかなりある中で、さらにということですから、そういう意味で相当思いきった見直しが必要になるということです。

今、恐らく北野委員は、市民負担はどうか、職員へのさらなる負担はどうかということまで、そういう意味も含めて。

（「いやいや、部長。余計なこと言わないで」と呼ぶ者あり）

と思っているのですけれども、それはまだどういうふうになるかということは、今の段階ではもちろん申し上げられません。ただ、先ほど言いましたように、組織と業務量に合った組織・機構、では人間はどうかというような観点からだとかなんかということを言っていますから、そういう意味では改めて人件費の総額という意味での抑制は当然出てまいりますでしょう。それから、これも先ほど申し上げましたけれども、本当に公共の利益になっているのか、一部だけの人のためのものではないのかとか、そういう意味での見直しを、改めてまたこの時点でするという、そういうような観点でやらせていただきますので、具体的に何だということは今まだ申し上げられませんけれども、これは今各部に全部、今回の見直しの基本的な考え方はこうだということを示しましたから、8 月いっぱいぐらいに原部から上がってきて、そしてそれを 9 月、10 月でまた私どもなり、あるいは市長のヒアリングをくぐって、最終的に整理がされるというようなスケジュールになっておりますから、その段階である程度のもが出てくるかというふうな感じでありますけれども、今はもう改めて、とにかく徹底的に一步からやってほしいということで、おろしている段階だということで、ご理解をいただきたいと思います。

北野委員

聞いていないことにまで答えようとしているけれども、市民負担、それから職員への影響は当然大きな関心事ですし、特に市民と職員に対するマイナスの影響ということになれば、小樽市内全体の購買力に影響するのですよ。私は中心商店街の方を何人も知っていますけれども、市役所の職員の給料をこれ以上引き下げないでくれと。売上げが本当に落ちています。市役所の職員、物を買いに来なくなったと言っていますよ。いや、それはそうだと思うのですよ。7 パーセントも削減されたら、買い控えが起こるのは当然ですよ。だから、小樽市内全体のやはり購買力を考えるということを、ぜひ念頭に置いてやっていただきたいと思うのです。それは給与を下げたり、負担をかぶせるのはいとも簡単です。しかし、そういうようにして生み出したお金はどこへ行くの、全部借金払いでしょう。だから、果たして小樽市の財政の再建に役立っているのかと。

そして、今、部長が冒頭おっしゃられたように、三位一体改革で15億円も、16億円も毎年削られると。ちょっとずつ負担して、協力したって元も子もないでしょう。だから、そういうところのことをそのままにしておいて、やれ市民だとか、あるいは職員だとかと幾ら言ったって切りないですよ。また一段落したら、健全化計画みたく、始まってまもなくまただめになりました、何年間で今度は128億円どころか、200億円を超える累積赤字が見込まれますので、また100億円の財源をつくらなければ、効果を上げなければならない、また言い出しかねないでしょう。だから、こういう問題を私は臨時会でもやりたかったのですよ。ところが、ここにおられる面々が反対して、予算委員会をつくらなかった。とんでもない話だと思いますよ。山口委員、そういうことですからね。民主党も反対したのだから。だから、徹底して審議せよなんて言ったって、審議しようと言っている共産党の言うことを、民主党だつてつぶしたのだから、これは忘れないでおいってくださいよ。

（「私は、市民連合です」と呼ぶ者あり）

民主党・市民連合がつぶしたのだから。審議したいのであれば、これからやはり徹底して審議する場を議会としてもきちんと保障するというをやっていただきたいと、ここで議論しなければならない。

そこで、部長は質問していない市民負担だとか、職員のことについて聞くと思われているかもしれませんが、もちろんそれも聞きたいけれども、今徹底して原課におろして上げてもらっている最中だと、こういう話です。だから答えられないということだと思うのです。しかし、はっきりしているのは、聖域なく無駄なことをやるのであれば、さっきのような石狩湾新港の負担金なんか、まずストップしなければならないというふうに思うのですよ。どうですか。市長でなかったら答えられないですか。

財政部長

私は、市長と一緒にいったことがないので、どういうふうに言っているかわかりませんが、気持ちの中ではそれに近いぐらいのことは、道の方には申し上げていく部分はあるかと思います。ただ、今までやってきた事業については、負担金という性格上、小樽市だけ抜けるとかなんかという議論にならない部分のものだと思っておりますから、少なくともこれ以上の負担が増えないように、あるいはまた、今よりもさらに減るよという形で、市長もこの前の本会議で答弁しておりましたけれども、そういう姿勢でもってこれからもやり抜いていただけるだろうと思います。そしてまた、この今回の推進プランの中にも、私どもとしてはそういうものを関係機関にこれからも働きかけていくということの一つの柱に据えておりますから、そういう姿勢でこれからも進めていくということで考えております。

北野委員

財政部もお金のことについては各部に厳しく言っておられるから、小樽市には石狩湾新港特別委員会がなくなりましたから、石狩湾新港の問題について、本格的に議論するという場がないのです。だから、あまり石狩湾新港、私が議員に戻ってから、市議会で前のように議論されていないのです。何が問題かと、ほとんどわからないと。だから、財政部に聞いても、具体的になれば、これはわからないというふうに答えるのでしょうか。だから、これから余計な負担をかけないと言うけれども、しかし、実際に進行しているのは、余計な負担をかぶる事業をやっているのですよ。例えば、王子製紙が使うベルトコンベヤを税金でつくる、使用料でいわゆる借金を払うと言うのだけれども、全然そんなの初めから合わないのです。では、その差額は銀行に待ってくださいというふうにならないよ。絶対立替え払いになるのだから。そういうことがあそこで幾つもあるのですよ。今のこの中央地区の問題もそうですよ。売れるからと言って埋め立てて、2パーセントしか売れません。払う段になったら、払えないと、長期にわたる分割だと。それは3億数千万円にならないから、目に見えないかわからないけれども、そういう無駄なものがどんどんかぶさってくるのです。だから、私はそういう無駄なものをやめるといえるのであれば、石狩湾新港にメスを入れなさいということを再三言っているわけです。小樽が払う4億6,000万円の85パーセントは借金払いだから。全部借金の返済に充てられているのです。だから、これからもそういう体質をそのまま続けていたら、市民の

納得は得られないということだけは指摘して、また、市長のいるところでこの問題は本格的に議論したいと思いません。

学校適正配置について

次に、最後の課題は、学校適正配置計画の問題です。

市教委に伺いますが、市教委は今議会の日程に照らし、新たに付託された学校適正配置に関する陳情、また、継続審査中の陳情の審査日程を第 3 回定例会の日程上どのようにして審議されると理解していますか。

教育部長

ただいまのご質問は、議会運営そのものにかかわってくる事項でないのかなというふうに。

北野委員

余計なことを言うのでない。聞いていることに答えなさい。

委員長

もう一度質問してもらえますか。

北野委員

委員長、余計なことを言うのでない。

教育長

今、部長が述べましたように、議会の運営にかかわることですので、議会の方で決定されてきたものを踏まえまして、私たちの方で考えていくという、そういうようなスタンスで考えております。

北野委員

聞いていることに答えてください。私は、議会運営に教育委員会が口を出せということを聞いているのでないのです。既に、議会運営委員会では、満場一致で今定例会の審査日程は決まっています。新たに付託された陳情、継続審査中のものはどの委員会に付託になっているか、教育委員会は知らないとも言っていますか。今度の第 3 回定例会の審査日程はもう決まっています。あなた方からあれこれ言われなくても、もう審議の日程は決まっています。その審査日程に照らして、陳情の扱いはどういうふうになるかと、どこで扱われるというふうに理解していますか、そういう質問ですよ。議会の審議にかかわることではないでしょう。

第 3 回定例会の日程も、聞いていないのかい、教育委員会は。

教育部川原次長

今回の 3 件の陳情につきましては、今議会の最終日。

総務部長

北野委員が今第 3 回定例会の日程というお話なので、第 3 回定例会の日程については、総務としては把握は、まだ議会とはしていませんので、それを前提にしてのお話であれば、総務として議会との窓口の関係で承知しておりませんので、各部には指示もしておりません。今、会期中に出てきました陳情第 65 号、66 号、67 号の分については、学校適正配置等調査特別委員会に付託がされたということは把握をしておりますので、各部にそのような話はさせてもらってございます。

北野委員

何日に終わるかは、総務部長、議会の日程を知らないと言うの。

総務部長

いや、第 3 回定例会の日程というふうにお話し。

北野委員

いやいや、第 2 回定例会です。

総務部長

私ども、第 3 回定例会の議論というのがけっこうあったものですから。

北野委員

第 2 回定例会です、失礼しました。

総務部長

いや、第 2 回定例会の日程であれば、十分承知してございますので。

北野委員

第 2 回定例会の日程に置きかえて教えてください。

教育部長

現在、陳情第 65 号ないし 67 号につきまして、その 3 件につきましては、本会議最終日に継続審査に議決の予定とされていると。最終日に採決の予定とされている、こういう状況になっています。

北野委員

最終日に何だって。

教育部長

最終日にこの陳情の件が諮られる、こういうふうに予定をしていると。

北野委員

諮られるということか。いや、私はさっき第 3 回定例会というのは私のつけ加えたときの間違いですから、最初に私は、市教委が今議会の日程に照らしと聞いているのですよ。後で第 3 回定例会と言ったのは、私の間違いですから。今議会の日程に照らし、新たに付託された適正配置に関連する陳情継続審査中の陳情の審査日程をどのように理解しているかと聞いたのです。

教育部長

陳情第 65 号ないし 67 号、この 3 件につきましては、学校適正配置等調査特別委員会の方に付託されると、こういうふう聞いております。

北野委員

だから、29 日の本会議で新たに出された陳情は、学校適正配置等調査特別委員会に付託して閉会中審査ということに決まっているのですよ。それはわかるでしょう。そこで、第 2 回定例会が終わった後、学校適正配置等調査特別委員会で審査をするということですね。

ところで、教育長に伺いますけれども、議会の意思決定は、何を以て意思決定というふうになりますか。

教育長

議会の意思決定は、本会議で行われるものと承知しております。

北野委員

そうすると、初日も申し上げましたけれども、閉会中審査したものは、今度の議会運営委員会の確認に照らせば、早くとも 9 月の第 3 回定例会の最終の本会議で議会の意思決定がなされるのです。これが一番近いのです。だから、議会で実施計画案にかかわる陳情が出されて、第 2 回定例会が終了後、議会で審議がこれから行われようとしているのです。その議会の意思決定は、どんなに早くても 9 月の第 3 回定例会の最終日です。教育委員会は、そういう理解に立っていますか。

教育部川原次長

議会の日程からしまして、そういうふうに私どもも理解しております。

北野委員

そうすると、その議会の第 2 回定例会の審査日程が決まったのは、一般質問の日の午前の議会運営委員会ですよ。

もう当然あなた方は知っていると思うのですけれども、そこで、議会に付託された陳情が審議され、議会の意思決定がなされないうちに、あなた方は小学校適正配置実施計画案を計画として格上げする、決定すると、コンクリートしたものにしようというふうにおっしゃっているのです。それは7月の末の教育委員会だとおっしゃっているのですね。最終の意思決定は、議会側はどんなに早くても9月の第3回定例会の最終本会議ですよ。それを待たないで決めてしまうということを、あなた方は一般質問で答弁されたのです。だから、今後、議会の意思決定がなくても、どんどん進めていきますということなのではないでしょうか、教えてください。

教育部川原次長

今回、教育委員会の実施計画の決定につきましては、以前から申し上げておりますように、7月末教育委員会で決定をしたいというふうにご話をしております。今回陳情が出ておりますけれども、それと同時に教育委員会の方に同じように出てくる段階から、私どもも要請を受けてございます。同じ内容でございます。教育委員会といたしましては、それらの会場からいただいたご意見、今回の陳情、それらを十分踏まえながら、学校個々の問題もございまして、委員会の中で十分検討をし、決定をしていきたいと考えています。

教育委員会はそうやっておっしゃるけれども、陳情が出された経過は、どういうわけに出されたというふうに理解していますか。

教育部川原次長

昨年から今まで5回、各学校で説明会を開催して、ご意見をいただいていたところでございます。そういった中で、実施時期等を含め、なかなかご理解いただけないご意見もございました。そういったものが、今回こういった陳情という形になっているものと考えます。

北野委員

抽象的に言われたけれども、大変大事なことを次長は答弁されているのです。これまで教育委員会主催の説明会は5月まで行われ、それからPTAの要請にこたえてさらに5月31日以降、北手宮小学校、手宮小学校、量徳小学校というふうに行われています。そこであなた方はどういう説明をしたかということは、胸に手を当ててよく考えてみてください。一番意見が出ているのは、実施時期は平成18年4月は無理だから延ばしてくれ、それから量徳小学校、手宮小学校は廃校にしないでくれと、北手宮小学校も実施延期を求めています。ところが、あなた方はそれらの要望について、何回要望を受けても、その説明会で原案を何とか理解してくれと、言ってみれば平成18年4月実施と4校廃校は譲らない、そういう答弁ばかり繰り返したのです。通学路その他は、適正配置を前提にしたものはみんな受け入れると、簡単に言えば、だけれども、一番肝心の、しかも一番反対の強い実施時期と学校名については、譲らないのです。だから、一番最後は手宮小学校ですが、PTAの説明会をくぐっても、あなた方は譲らないものだから、やむを得ず次長がおっしゃるようにならざるを得ない陳情が出されたのです。その陳情が議会の学校適正配置等調査特別委員会にかかって、恐らく7月に入ってから行われると思うのですが、学校適正配置等調査特別委員会、これは1回やるか2回やるかわかりません。しかし、この議会の陳情に対する意思決定は、どんなに早くても9月の第3回定例会の最終本会議なのです。それは教育長もちゃんと知っているはずなのです。そうしたら、議会の審議の過程がどうあろうと、自分たちは実施計画は7月末に決めるということですから、おのずと議会の審議と関係なく、私たちは決めさせていただきますということの意味するのではないですか。私の理解に間違いがありますか。

教育部長

私どもは、これまでの地域説明会に話してきたのと、それからさきの陳情、それからこのたびの陳情を出されたら、こういう受止めはしているわけです。そうして、議会での審議をいただいたご意見、内容、これらを総合的に踏まえて、私ども最終的に判断してまいりたいということで話しているわけです。ですから、これまで代表質問、一般質問等の質疑の中でも、私どもはそれぞれ4校の置かれている状況、個別の問題、あるありますので、それらを十分踏まえて慎重に判断してまいりたいと、こういうふうにご具体的に考えているわけです。

北野委員

いやいや、聞いていることに答えなさい。私の理解は間違いかと聞いているのです。

教育部長

ですから、間違いとかそういうことではなくて、そういったことを十分踏まえながら、私どもは、

北野委員

いやいや、私の質問に答えなさい。私がこういう理解ですよというふうに言ったのだから、いや北野は間違いだというのなら間違いだと言えばいいのでしょう。あなた方の立場は、もう耳にたこができるほど聞いていますから、その繰り返しは要りません。私の質問に答えてください。

教育部長

決して北野委員に対してどうしたこうしたではなくて、間違っただけは、それはいないと思うのです。我々も、

北野委員

もうそこだけでいいの。間違っていないということだけでいいの、あとのいろいろ言いわけはいいから。

教育部長

いや、決して私ども、ですからそういうことを踏まえてやっているのだということを、何回も述べさせていただくということです。

北野委員

だから、私の見解が間違っていないということは認めたわけでしょう。そうしたら、議会にも、議会が審査している最中に、結論が出ないうちに、あなた方は7月末に計画決定すると言うのだから、その内容は原案どおりかどうか分からないよ。さっきからも議会で議論いろいろやったら、白紙撤回もあるのではないかとか、1校だけ残す、2校だけ残す、さまざまな憶測は飛び交いましたけれども、しかし、原案かどうかは分からないけれども、しかし、コンクリートされたものが出るのですよ。

総務部に聞くけれども、7月の末にコンクリートされたものが出たら、それを受けて設置条例の改正が出るのですよね。

総務部長

教育委員会のその規則改正絡みが整理されるわけですから、設置者の市長の方で、それは設置条例の改正案という、こういったことの手続に入ると、こういうことの流れになると思います。

北野委員

再び教育委員会に聞きますが、各学校の説明会で、例えば量徳小学校では、これからの適正配置計画のプログラム、タイムスケジュールがフローで示されました。9月の議会で学校設置条例が決まらなかったら、来年実施はできないというふうに説明していましたよね。それに間違いありませんね。

教育部川原次長

現在、今後の進め方という立場で、9月で学校設置条例の一部改正ということをご提案していただく予定にしておりますけれども、それがもしだめといいますが、否決されますと、4月実施というのは時期的には難しいだろうと思います。

北野委員

否決なんてことを私がそんなふうにはね、提案したら、与党の皆さんが賛成するから、教育委員会、安心してやりなさい。けれども、要するに、9月の議会で提案され、可決されなかったら、来年4月の実施はできないと、それは半年前に入学予定の児童に、どこの学校に入るか案内しなければならないから、だから9月がもうタイムリミットですと、こう説明していたのですよね。私も聞いていたから、それは間違いありません。だから、そのためにも、理事者の準備もあるから、7月の教育委員会で何が何でも決めなければならない。そうすると、今、総務部長は7

月の教育委員会で決定されたそれを受けて、設置条例の改正を 9 月に提案すると、そうしなければ来年 4 月の実施はできないのです。そうなると、教育委員会は議会の審議の過程で結論が出ていないのにコンクリートしたものを出すと。市長の側も、議会で審議して、9 月の最終の本会議で意思決定が早くてもできると、こういうスケジュールを無視して、9 月の定例会に設置条例の改正を出すということになったら、教育委員会も市長も議会の意向を無視するということになるのです。これまで友好関係を保ってきたのですよ。そういうことにならざるを得ないのです。

しかも、今回の第 2 回定例会の審査日程は、議会運営委員会で今議会に新たに 3 本の陳情が出されて、これをどう扱うかということになる。委員長も理事・運営委員として、あなたが主に発言しているのです。閉会中、学校特別委員会で審査すると。学校適正配置等調査特別委員会は、今議会では設けないと。こうなったときに、うちの古沢委員の方から、会期内、つまり 6 月 29 日で終わらないで 6 月 30 日まで開いて、1 日特別委員会を設けたらどうかという提案をしたけれども、上野委員長が議運で閉会中、特別委員会で審議すると。そして、第 3 回定例会でしっかり審議をしようと、こういうことを言ったのはあなたなのですよ、委員長。だから、それだったら、多数だからまあいいでしょうということになって、今度の第 2 回定例会の審査日程が決まったのです。だから、与党の皆さんの意見で、今度の審査日程が決まっているのです。その与党の意向を教育委員会も市長も無視して事を進めようということなのですよ。

だから、議会の審議は関係ないと。教育委員会は教育委員会で予定どおりやらせてもらいますというのが、教育委員会の意向ということにならざるを得ないのではないですか。そういう重大な議事に審議をお願いしておいて、そしてそれにもかかわらず、議会の意思決定が出ないうちにさっさと決定してしまうと。決まったら、あれこれ議会で意見を出したって、修正案でも出て、多数で決めれば別ですけれども、恐らくそんなことは今まであり得ないですから。だから、そういう陳情者の意向を無視することが、あなた方、今まさにこれからやろうとしているのですよ。これは、議会の意向を無視することになるのではないかということなのです。だから、その中身がどのようなものであれ、陳情の中身は、適正配置計画の実施時期と校名にかかわる根本問題を提起しているのです。これも議会で早くても 9 月の最終日まで結論が出るかどうか、もっと先にかかるかもしれません。そういうときに、それに先立ってさっさと決めてしまいたいという態度は、議会と行政機関との関係でいいのでしょうかということ聞いています。

教育部川原次長

まず一つは、教育委員会というのは一つの行政機関という立場がございます。そういった関係では、この実施計画の決定は教育委員会が決めるということになります。時期的な問題としまして、当初から予定しております第 3 回定例会で学校設置条例の議案を上げるということになりますと、それ以前に教育委員会として決定をしなければならぬ、そういった時期的な問題がございます。その教育委員会の決定に当たりますとは、ただいま陳情で出ております内容につきましては、私どもも直接要請を受けて、趣旨を聞いてございますので、それらを踏まえまして教育委員会で決定をするという考えでございますので、決して議会軽視と、そういった形では全く考えてはございません。

北野委員

それはすりかえですよ。私も教育委員会や市長の側が、例えば議会で陳情がかかってこの結論が出なければ執行できないという、そういう拘束を受けているというふうには思いません。しかし、何回もこのことはずっと昔から議論されて、可能な限り議会の意向を尊重しようということになっているわけでしょう。だから、陳情第 60 号で、教育委員会はどうしましたか。継続審査になっているものを、今度の第 2 回定例会の最終日に提案するために、わざわざ総務常任委員会を臨時に開いて、満場一致で議決をしていただいて、議会意思が決定して、行政機関が最終日に提案し、議会はそれを認めると、こういうことをやったのではないですか。パークゴルフの問題でも、議会

との関係はそういう友好関係を保っているのですよ。

だから、適正配置の大問題について、議会の意向を無視して結論がどう出るかわかりませんが、結論の出ないうちにやるなんてことはだめだということだけは申し上げておきますし、先ほども引用しましたが、今度の審査日程、早くても 9 月の第 3 回定例会の最終日でなければ、議会の意思決定ができないというのは、これは与党の意向ですからね。そこのところを踏みにじって、やった方が。

（「北野さん一緒にいたのではないですか」と呼ぶ者あり）

いや、与党が提案したのです。私たちはオーケーしましたけれどもね。さっきからちゃんと言っていましたよ。

（「オーケーしたのです、はい」と呼ぶ者あり）

だから、主に与党がそういう意向を示して、私たちもいいでしょうというふうになったのです。そういう審査日程を無視するということがいいのかどうかということは、これから議論していきたいと思いますから、この予算特別委員会の理事会、上野委員長はそういう議会運営委員会で重要な発言もされた方ですから、そういうことも踏まえて、理事会で協議を引き続きお願いしたいということをお願いして終わります。

総務部長

委員長、答弁の修正をします。先ほど私、教育委員会に向けて、規則の改正をして条例改正という形をとると答弁しましたが、逆さまでございますので、教育委員会で結論が出た後、条例改正をして、その後関係規則を変えると、こういう格好になるので。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。